

三重地震対策アクションプログラム

平成15年3月

三 重 県

目 次

第1編

1. 三重地震対策アクションプログラム策定の背景	1
(1) 東海・東南海・南海地震等発生の切迫性・危険性	1
(2) 地震対策及び県民の防災意識の現状	2
(3) 地震対策の課題	7
2. 三重地震対策アクションプログラムの基本的な考え方	8
(1) 目的	8
(2) 基本理念	8
(3) 自助・共助・公助による役割分担	8
(4) 地域特性に応じた地域版地震対策の推進	10
(5) 計画期間	10
(6) 数値目標の設定等の明確化	10
(7) アクションプログラムの推進による減災の考え方	11
(8) 推進体制	11
3. 三重地震対策アクションプログラムの目標と施策の体系	12
(1) 目標	12
(2) 施策の体系	14

第2編

三重地震対策アクションプログラムの内容	15
第1 三重地震対策アクションプログラムの項目	15
第2 具体的なアクションの進め方	16
第3 三重地震対策アクションプログラム	18
アクション1 地震対策推進体制の整備	18
アクション2 自助・共助・公助の役割分担の明確化	19
アクション3 防災計画の目標の明確化	19
アクション4 地震調査研究の推進	19
アクション5 県民防災意識の普及啓発の促進	20
アクション6 防災教育の効果的実践	20
アクション7 県民自らによる防災行動(まちの危険認識や計画策定)の推進	21
アクション8 効果的な津波被害予防対策の促進	22
アクション9 津波避難対策の促進	22
アクション10 個人住宅の耐震化の促進	23
アクション11 県・市町村有施設等の耐震化の促進	24
アクション12 医療機関の耐震化の促進	24
アクション13 学校・福祉施設の耐震化の促進	25
アクション14 公共土木施設の耐震化の促進	25
アクション15 地震災害に強いまちづくりの促進	26
アクション16 ボランティア活動の充実強化	27
アクション17 自主防災組織の活性促進	28

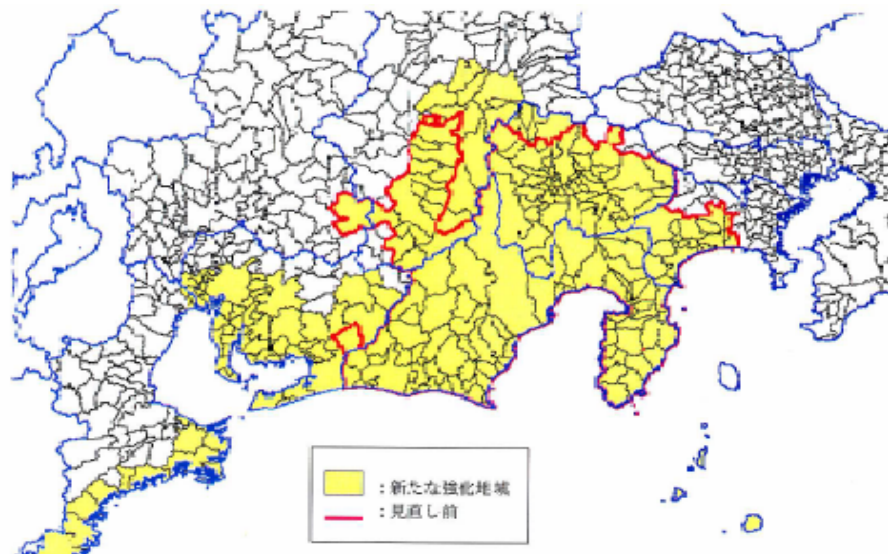
アクション 18	企業防災の促進・民間活力の活用	28
アクション 19	危険物等対策の促進	29
アクション 20	防災に関する人材育成	29
アクション 21	行政対応力の向上	30
アクション 22	実践的な防災訓練の実施	30
アクション 23	災害時要援護者の避難対策の促進	31
アクション 24	災害時要援護者への情報提供の促進	32
アクション 25	初動体制の充実強化	32
アクション 26	災害時の情報通信手段の確保	33
アクション 27	情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化	34
アクション 28	災害対策本部運営体制の充実強化	34
アクション 29	地域全体による救助活動体制の充実強化	35
アクション 30	医療救護体制の充実強化	36
アクション 31	消防活動の促進	37
アクション 32	避難対策の促進	38
アクション 33	避難所運営体制の整備	39
アクション 34	帰宅困難者対策の促進	39
アクション 35	広域的な防災拠点機能の整備	40
アクション 36	広域応援体制の充実強化	40
アクション 37	公共土木施設の応急復旧対策の促進	41
アクション 38	緊急交通路の確保等、交通対策の促進	41
アクション 39	緊急輸送対策の促進	42
アクション 40	飲料水等の確保対策の促進	43
アクション 41	ライフライン対策の促進	43
アクション 42	県民等への広報活動の促進	44
アクション 43	し尿・ごみ・がれき対策の促進	45
アクション 44	応急危険度判定等の体制整備	45
アクション 45	応急住宅の確保対策の促進	46
アクション 46	教育再開体制の整備	46
アクション 47	被災者の健康・こころのケア対策の促進	47
アクション 48	生活相談の充実強化	47
アクション 49	被災者救援・生活支援対策の推進	48
アクション 50	震災復興体制の整備	48
第 4	三重地震対策アクションプログラムの推進による減災効果の評価	49
(1)	アクションプログラムの推進による減災の考え方	49
(2)	アクションプログラムの推進による減災効果の評価	49
第 5	三重地震対策アクションプログラムの検討の流れ	50
第 6	三重地震対策アクションプログラムの施策体系等	51
第 7	県民意識調査アンケート概要	52
第 8	三重地震対策アクションプログラム策定体制	57

第 1 編

1 . 三重地震対策アクションプログラム策定の背景

(1) 東海・東南海・南海地震等発生 of 切迫性・危険性

中央防災会議において、「いつ発生してもおかしくない」状況にあるとされる東海地震の震源域及びこれによる地震の揺れ等の検討が平成 13 年に行われました。その結果、想定震源域が見直され、震度 6 弱以上となる地域が西側などに拡大し、また、高い津波が来襲する地域も拡大するため、地震防災対策強化地域の見直し指定が行われました。



(図 1 東海地震に係る地震防災対策強化地域)

三重県においては、平成 14 年 4 月 24 日に大王町、志摩町、阿児町、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、長島町、木曾岬町、二見町、南勢町、南島町、紀勢町、御園村、浜島町、磯部町、紀伊長島町及び海山町の 4 市 13 町 1 村が地震防災対策強化地域に新たに指定されました。

上記の東海地震に加え、東南海・南海地震についても中央防災会議で検討が行われ、沿岸部で震度 6 強以上、県内平野部を中心として広い範囲で震度 6 弱以上の想定がなされています。さらに、平成 14 年 7 月 26 日には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が公布され、東海地震だけでなく、近い将来発生が予想される東南海・南海地震等の対策を進めていく必要があります。

また、東海地震、東南海・南海地震は、一過性の災害ではなく、100年から150年の周期を持って、繰り返し三重県を襲う可能性のある災害であり、近々発生の可能性のある災害への対策に加え、県民の安全に対して長期的視野を持った対策も必要です。

(2) 地震対策及び県民の防災意識の現状

1) 防災対策の現状(地震対策)

現状の評価

三重県においては、これまでも災害に備えて県・市町村・その他防災関係機関等によって、様々なハード対策・ソフト対策が実施されてきました。

特に、阪神・淡路大震災以降、表1のように震災直後の情報空白期を埋めるための地震被害推定システムや、情報通信手段を確保するための衛星通信施設の整備等ハード対策を実施してきました。また、災害に強い県土とするため、ソフト対策として県民防災塾や各種シンポジウムの開催、啓発冊子の発行等、災害に強い人づくり事業として新たな地震対策を行ってきました。

表1 阪神・淡路大震災以降の主な地震対策

ハード整備	内容
震度情報ネットワーク整備	県内市町村に地震計を設置し、県・市町村・消防庁間でネットワークシステムを構成。
緊急地震被害推定システム整備	地震発生直後の情報空白期における初動体制の迅速な確保を図るため、シミュレーションを活用した地震被害予測システムの整備。
防災情報処理システム整備	災害発生時の人的、住家及びライフライン被害の情報を迅速、的確に収集し、被害状況集計業務の効率化等を図るシステムを整備。
防災資機材整備	阪神・淡路大震災を踏まえ、大災害用資機材を整備。
防災拠点整備	応急対策活動を迅速かつ的確に行うための防災拠点施設の整備。
可搬型地球局整備	緊急時の通信確保のため衛星可搬型地球局を県庁他消防本部等に配備
衛星第2統制局整備	耐震構造の防災行政無線衛星第2統制局(サブ局)を設置。
空冷式発電機整備	震災時の断水に備え、空冷式発動発電機を設置。
衛星地球局設置	防災行政無線衛星地球局を、医療機関、運輸機関、ライフライン等機関33機関に増設。
地震体験車整備	地震啓発のため新型地震体験車を整備。

ソフト整備	内容
地域防災計画被害想定調査	本県の各地域に大きな被害を与える可能性のある直下型地震や海洋型地震を対象とした被害想定調査を実施。
地域防災計画総合改訂	阪神・淡路大震災の課題を克服し、防災体制を強化するため、被害想定調査結果に基づく、地域防災計画の総合的な改訂を実施。
石油コンビナート等防災計画防災アセスメント(被害想定)調査	社会的に信頼性の高い「石油コンビナート防災計画」を策定するため、科学的根拠に基づいた調査を実施。
石油コンビナート等防災計画改定	被害想定調査、検討会の結果を基にした総合改訂。
活断層調査	県内の主要な活断層の詳細な位置や過去の活動履歴等を調査。
自主防災組織の育成推進	地域の防災力強化を図るため自主防災組織結成促進及び育成強化。結成促進研修会、リーダー研修会等の開催。防災資機材整備に係る補助金の交付。
地震対策啓発	地震防災啓発冊子作成。(平成7年度：地震防災読本の全戸配布) 県民防災塾の開催(平成10年度)及び地震啓発シンポジウム開催。
職員の防災対応力向上	三重県職員防災手帳の作成配布。普通救命講習及び防災研修の実施、専門研修への職員派遣
防災訓練	総合防災訓練の実施及び図上訓練の実施。
緊急消防援助隊整備	県内版緊急消防援助隊の発足
消防広域化促進	住民の期待と信頼に応えられる高度な消防サービスの提供を目指した、消防広域化促進のための基本計画の策定、講演会等の開催。
消防団活性化	災害の防御・被害の軽減等に欠かせない消防団の抱える諸問題を解決し活力を与えるための活性化の検討。
ボランティアコーディネーターの養成	災害救護ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの要請・研修等を実施。

さらに、近い将来発生が危惧される東海・東南海・南海地震等大規模地震災害に備え、三重のくにづくり宣言第1次実施計画（計画期間平成9年度～13年度の5箇年）に基づく防災対策については、表2に示す進捗状況のとおりです。

実施状況については、他県と比較して対策の進捗が大きく進んでいる公立学校の耐震化等の対策も含め、多数の項目で目標が達成されているものの、多くの公共土木施設の地震対策を含む防災対策はあまり進んでいないのが現状です。

表2 防災対策の進捗状況（平成9年度、平成13年度比較）

施策名	目標項目	平成9年度	平成13年度	
			目標	実績
防災対策の推進	自主防災組織率	52.2%	80%	80.1%
	市町村の防災無線整備率	75.3%	89.0%	84.1%
	市町村の広域応援体制整備率	13.0%	100.0%	100.0%
	緊急輸送道路ネットワークの整備（路線整備率）	約70%	約73%	約73%
	県管理緊急輸送道路橋梁震災対策箇所の補強	22%	61%	68.3%
	市町村地域防災計画震災対策編の策定率	18.8%	100%	68.1%
	地震体験車利用率	73.2%	85%	85.2%
	地震対策も含めた学校の防災計画作成率	80.0%	100%	100%
	学校防災マニュアル作成率	60.0%	100%	100%
	リーダー研修参加人数（累積）	369人	1,000人	1,547人
	自主防災組織活動支援協議会参加市町村数	-	全市町村	全市町村
	地域防災ボランティア等リーダーの養成数	-	69人	60人
	県民防災塾受講者数	-	700人	902人
	震災建築物応急危険度判定士	982人	3,000人	1,626人
	被災宅地危険度判定士数	-	75人	82人
	防災情報デジタル処理率	-	100%	100%
	テレビシステム画像伝送エリアの整備率	60.0%	100%	100%
	主要起震断層調査率	16.0%	100%	100%
	テレメータ無線化	6土木事務所	11建設部	11建設部
	土砂災害情報処理局	2土木事務所	11建設部	11建設部
	防災拠点整備数	-	1箇所	1箇所
	合同訓練参加機関数	1,186	1,350	1,350
	合同訓練参加者数	99,959人	110,000人	113,448人
	緊急消防援助隊設置消防本部数	15本部	16本部	16本部
	緊急消防援助隊用資機材整備数	5隊分	9隊分	13隊分
	携帯電話からの119番通報可能消防本部率	-	100%	100%
	教育訓練講座の受講者数	966人	1,500人	1,877人
	災害医療品等備蓄	備蓄センター 1箇所8品目	備蓄センター 1箇所121品目 流通 4箇所121品目	直轄 1箇所164品目 流通 12箇所236品目
	特殊建築物定期報告率	43.8%	60%	62.3%
	県立学校の耐震化整備率	0%	50%	62.5%
	小中学校の耐震化整備率	4.6%	15%	57.9%
	事業所ハザードデータベース整備率	-	100%	100%
毒劇物保有施設把握率	68%	100%	100%	

施策名	目標項目	平成 9 年度	平成 13 年度	
			目標	実績
治山・治水・海岸保全 対策の推進	治山整備率	38%	51%	51.2%
	保安林指定面積	98,266ha	103,900ha	105,557ha
	土石流対策安全度	24.0%	34%	30.9%
	地すべり対策安全度	26%	28%	27%
	急傾斜地崩壊対策安全度	27%	30%	29.9%
	ため池の整備による洪水防止安全度	38.0%	40.0%	43.5%
	湛水防御による浸水防止安全度	67.0%	69.0%	73.1%
	河川整備率	35%	37%	36.5%
	伊勢湾沿岸海岸リフレッシュ率	27.0%	36.0%	36.9%
	熊野灘沿岸海岸防護率	61.0%	65.0%	64.8%

ハード対策からソフト対策

三重のくにづくり宣言第二次実施計画（計画期間平成14年度～16年度の3箇年）においても、ハード整備を計画していますが、ハード整備は長期間におよび、財源にも限りがあることから、あまり進まない状況です。

このため、三重地震対策アクションプログラムでは、ソフト対策等すぐに着手可能な施策については緊急に実施します。また、施設整備等のハード対策は、県民の安全の視点からの優先順位等を検討し、計画的かつ重点的に行うとともに、ソフト対策と組み合わせた効果的な対策を積極的に充実していくことが重要であると考えます。

また、施設整備といったハード対策は今後とも行政が中心となって推進していきませんが、地震被害を最小限に食い止めるために最も重要で有効な対策は、地域住民や地域コミュニティの連携による防災活動であり、そうした緊急的に実施すべきソフト対策を県・市町村及び防災関係機関は積極的に支援していきます。

ハード対策推進の限界を踏まえつつ、県民一人ひとりが自分でできる対策や地域でできる対策を推進していただく必要があります。

三重県としては、県民一人ひとりの防災対策を支援するために、防災知識の提供や、地域の防災対策を推進するための施策等を実施し、県民一人ひとりや地域の防災活動を支援していきます。

県民の方々に実施していただく主な対策を次に記します。

「自らの身の安全は自ら守る」の精神により、津波からの自主避難を徹底
日頃からの地震及び地震防災に関する知識の習得や、家庭及び地域における
地震対策

家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料・飲料水等
の備蓄その他の事前対策

地域の危険度、避難の経路・場所及び方法等について家族で確認し合うなど
の家庭における地震対策

情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等におけ
る、地域の相互協力による冷静かつ積極的な行動

地震防災に関する知識、技能等を地震発生時に発揮できる防災訓練、防災に
関する研修等への積極的な参加

自主防災組織の結成及びその活動へ積極的な参画 等

2) 県民の防災意識の現状(アンケート調査結果)

三重県では、地震対策アクションプログラムを作成するなど地震に対する防災体制の強化を図るため、「防災に関する県民意識調査」を実施し、大地震に関する備え・意識などの現状を調査しました。

アンケート調査は、県内69市町村から任意に2,000人を抽出し、回収率は47%でした。(別途、地震防災対策強化地域において500人アンケートを実施し、回収率は49%でした。)

調査結果の概要

- ・ 東海・東南海・南海地震への関心・知識について
東海・東南海・南海地震については、9割以上の方が関心を寄せています。また、東海地震が起こる可能性については、いつ発生してもおかしくないという情報が報道されているにもかかわらず、約4割の人が「いつ起こるのか分からない」と回答しています。
- ・ 地震発生時に知りたい情報について
地震の規模や余震の状況を知りたいとした人が最も多く、また、強化地域では「津波発生の有無」に関する関心が高い状況です。
- ・ 日頃の防災対策について
非常持ち出し用食料については、「用意していない」が過半数となっており、飲料水については「備蓄していない」が過半数となっています。
- ・ 住まいの耐震対策について
自宅建物の地震対策や家具の固定について、「特に何もしていない」と答えた人が6割強と多く、住まいの地震対策として行政に望むことは「耐震改修に要する費用の補助」が最も多くなっています。
- ・ 避難場所について
自宅付近の指定避難場所を知っている人は7~8割となっています。
- ・ 地域の防災活動について
地域防災力を向上させるために重要なこととしては、「地域コミュニティの再構築」が最も多くあげられています。
- ・ 自主防災組織について
自主防災組織の行う活動としては、「消火訓練」が最も多く、次いで「避難訓練」「応急手当訓練」が多くなっています。
- ・ 災害時のボランティア活動について
ボランティア活動への参加については、「行政機関、自治会、ボランティア団体等から要請があれば参加したい」が最も多くなっています。
- ・ 大地震発生時の対応や意識について
食料の供給については、「3日間分程度は自分たちで確保すべきと思う」という意見が多くなっています。

- ・ 大地震に関して県・市町村が行う対策について
「ライフライン施設の耐震性の向上」「迅速な救助活動を行うための災害救助体制の充実」などを望む声が多く揚げられています。
- ・ 東海地震の警戒宣言について
強化地域の指定について、18市町村が強化地域に指定されたことを知っている人は全県で67%、強化地域で79%です。

(3) 地震対策の課題

三重県における地震対策の主な課題・問題点としては次のものが考えられ、今後の地震対策の推進において考慮する必要があります。

(今後の地震対策の主な課題)

- ・ 地域住民や地域コミュニティの連携による地域防災活動を促進すること。
- ・ 大規模災害を経験した人が少なく、県民の防災意識レベルを高揚すること。
- ・ ハード対策等、時間および財源等の制約があるものは、計画的かつ重点的に行うこと。
- ・ ソフト対策等すぐに着手可能な施策については緊急に実施すること。
- ・ ハード対策等制約のあるものは、ソフト対策と組み合わせた効果的な対策を積極的に進めること。
- ・ 少子高齢化等の流れによって、高齢者等の災害時要援護者が増加していること。
- ・ 民間住宅や公共建築物の耐震化を進めること。
- ・ 東南海・南海地震などの広域災害に対する広域的防災体制を構築すること。
- ・ 市街地のオープンスペース等の緑地帯を確保すること。
- ・ 都市部の地域コミュニティの崩壊により低下した地域防災力を向上させること。
- ・ 行政職員の実践的な防災対応力を高めること。
- ・ 具体的なマニュアルの整備など実践的な防災体制の強化を進めること。
- ・ 防災対策の進捗状況を明確化すること。
- ・ 経済成長の停滞による効果的な防災対策を推進すること。
- ・ 企業防災を推進すること。

また、最近の社会動向に沿った形で次のような点についても地震対策に反映する必要があります。

(今後の地震対策に反映すべき最近の社会動向)

- ・ ボランティアグループ、自主防災組織及び地域住民等の参加による防災活動、まちづくりが重要となってきたこと。
- ・ IT(情報技術)などの先端技術を有効に活用すること。

2. 三重地震対策アクションプログラムの基本的な考え方

(1) 目的

東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震対策として県・市町村及び防災関係機関が行う対策と、県民の方々の役割を明確にした総合的な地震対策を推進していく必要があります。とりわけ、県民一人ひとりの防災意識の向上は極めて重要な対策です。

このため、阪神・淡路大震災をはじめとする最近の地震災害の教訓を生かし、地震対策の課題、県民の防災意識を踏まえたうえで、東海・東南海・南海地震等の大規模地震への対応について総点検を行い、三重県における今後の地震防災の具体的な施策を検討した「三重地震対策アクションプログラム」を策定することにより、三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い県土みえを目指します。

(2) 基本理念

近年の社会環境や地震に関する背景及び三重県における地震対策の課題等を踏まえ、地震対策の基本理念として次の5つを掲げ、今後実践的な地震対策を推進することにより、被害を軽減することを目的とします。

< 三重の地震対策の基本理念 >

その1.

生活者の視点に立った防災における協働社会の実現を目指した地震防災対策

その2.

地域特性を踏まえた地震防災対策

その3.

実践的な地震防災対策

その4.

災害時要援護者に配慮した地震防災対策

その5.

最新技術やITを活用した地震防災対策

(3) 自助・共助・公助による役割分担

「自らの身の安全は自ら守る」との防災の基本に立ち、三重地震対策アクションプログラムでは、役割分担を明確にし、自助・共助・公助による地震対策を進めていきます。

阪神・淡路大震災で、建物倒壊等による多くの要救助者が発生した神戸市では、約85%の方が家族や近隣住民により救出されており、大規模地震発災直後には行政による活動よりも、地域連携による活動が重要となります。

東海・東南海・南海地震の近い将来の発生が危惧されている現在、県民自らが地震対策をさらに積極的に推進する必要があります。施設整備といったハード対策は行政が中心となって推進する一方、地震被害を軽減するための最も重要で

基本的な対策は県民一人ひとりや地域の連携による自助・共助のソフト対策です。したがって、このアクションプログラムは、表3のとおり事前対策にあたる地震対策の推進基盤づくり、防災力向上のための人づくり・まちづくりにおいて、県民一人ひとりが実施する自助対策と地域が一体となって実施する共助対策について、ウエイトを高くし自助・共助対策を徹底して推進することとし、行政はそれを支援することに特に重点を置いています。

今回のアクションプログラムの重要な概念である自助、共助、公助の考え方を以下に示します。

地震対策の役割分担 <自助、共助、公助の考え方>

「自助」とは(=県民の役割)

「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方に基づき、県民一人ひとりが自分の命や生活を守るための活動を言います。この自助の中には、県民個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含まれます。

「共助」とは(=地域の役割)

地域連携による防災活動を言います。県民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動を言います。また、自治組織や民間組織が、県民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含まれます。

「公助」とは(=行政の役割)

行政が実施主体となる地震対策で、地震災害に強い県土みえを実現する活動を言います。

【事例】

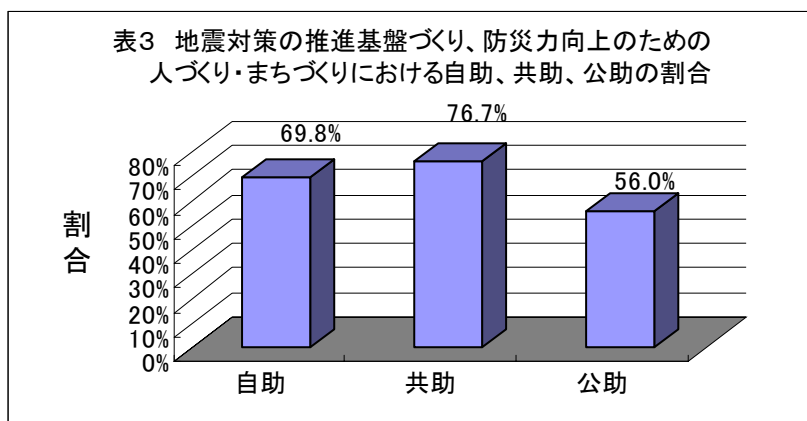
アクションプログラム9の中の「防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等多様な手段による津波情報の迅速な伝達体制の構築」(p.23 参照)を例に自助、共助、公助の考え方を説明します。

自助：地震が発生した時に、自主的にテレビやラジオのスイッチを入れることや防災無線に耳をすませることで、積極的に県民一人ひとりが防災情報を把握する活動を言います。また、津波到着までに時間的余裕が無いと想定されている地域の県民の方は、その知識を事前に勉強し、地震発生と同時に避難を開始し、安全な場所で情報を確認する行動を確実にとっていただくことも自助に当たります。さらに、県民の方々が、事前に、家族で、地震発生時の情報把握の方法について、確認しておくことも自助の一つです。つまり、県民の方々が、基本的に自分でできると考えられるもの全てが、自助にあたります。

共助：地震が発生し津波情報等を把握した県民一人ひとりが、聴力等に障害がある方や、まだ情報を把握していないと思われる近所の方に、積極的に情報を知らせる活動等が共助にあたります。また、情報確認の手段を持たない一時滞留者等への地域としての情報共有等も共助にあたります。不安を持った方に対して、地震の正しい知識を持った方が、正しい説明を行い、地域で誤った風評が流れない様にする活動等も情報把握の共助となります。

公助：県民の方が、早期に正確な情報を把握できるように、体制を整える、情報伝達システムを整備する、事前に必要な地震情報に関する知識を県民に周知しておく等の行政として実施すべき活動を言います。

本プログラムに含まれる自助、共助、公助の対策の比率を以下に示します。



アクション 1～19 まで		
	具体的アクション	116
内 訳	自助対策	81
	共助対策	89
	公助対策	65

各アクションにおいて重複している対策は、それぞれの対策に計上しているため「具体的アクション」と「内訳の合計」は異なります。

(4) 地域特性に応じた地域版地震対策の推進

地震対策は、津波、がけ崩れ等地域の状況が異なることから、各アクションを県内一律に実施するものではなく、市町村は防災関係機関等と連携して、地域の地理的・社会的特性に応じたアクションを選択・重点化した、地域版地震対策アクションプログラム等を作成し、地震対策を推進していきます。

(5) 計画期間

三重地震対策アクションプログラムでは、緊急度に応じて短期・中長期の5箇年計画(平成14年度～18年度)に区分し、地震対策アクションを明記します。

すぐにでも実践すべきアクションについては、平成14年度～15年度の短期2箇年で迅速に着手します。

また、他県や防災関係機関との相互調整が必要なもの、大きな予算措置が必要なもの等については中長期的視野に立って、着実・確実に実践していきます。

なお、アクションプログラムの実行年度終了後に現状の課題と問題点について見直しつつ、平成19年度以降も継続して実施していきます。

(6) 数値目標の設定等の明確化

アクションプログラムの実効性を確保するには、常にその進捗状況を把握することが必要であり、その検証を着実かつ的確に行うため、50項目のアクションに対する355の具体的なアクション項目ごとに担当部局を明示するとともに、県自らが実施主体となっている施策について、可能な限り数値目標を設定しました。

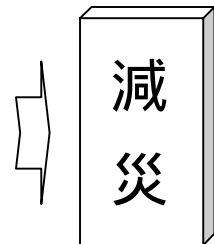
国・地方を通じた財政収支の見通しは、大変厳しい状況にあるものの、毎年度の予算編成においては、この数値目標の実現に向けて、最大限の配慮をしてい

きます。

(7) アクションプログラムの推進による減災の考え方

大規模地震の発生は抑止することは出来ませんが、地震対策アクションプログラムを実行することにより、県民の生命、身体及び財産に関する地震災害を可能な限り減らしていこうとする【減災】の考え方に基づき、5つの基本理念及び自助・共助・公助の役割分担によって進めていきます。

津波被害、建物被害、火災等による県民の生命、身体及び財産に関わるリスクを可能な限り減らすため、防災関係機関はもちろんのこと、県内の企業、団体等や住民の一人ひとりが着実に防災力を向上させます。



三重地震対策アクションプログラムを実行することによる被害の軽減効果については、「減災」の考え方に基づき、アクションプログラムの実行年度（平成14年度～18年度）終了後に、現状の課題と問題点について比較検討を行い、検証します。

(8) 推進体制

三重地震対策アクションプログラムは、平成13年12月6日に設置した「三重県地震対策会議」及び「三重県市町村等地震対策協議会」が作成し、津波対策や耐震化対策等について推進していきます。

「三重県地震対策会議」の構成

知事、副知事、出納長及び各部局長並びに各県民局長

「三重県市町村等地震対策協議会」の構成

三重県地域振興部防災特命担当監、各県民局企画調整部防災担当チームマネージャー等、市町村防災主管課長・室長及び消防本部災害担当課長等

なお、アクションプログラムの進捗状況については、毎年度公表するとともに、アクションプログラムの実効性を確保するため地震対策会議等で進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

3. 三重地震対策アクションプログラムの目標と施策の体系

(1) 目標

三重地震対策アクションプログラムでは、地震災害に強い県土みえを実現するため、地震対策の推進基盤づくり、防災力向上のための人づくり・まちづくり、災害時に迅速に対応できる体制づくり、安定した復旧復興に向けた体制づくりの4つの目標を掲げ、それに対応する12の施策の柱と50のアクションを体系づけて、対策を推進していきます。

地震対策の推進基盤づくり

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合には、行政の対応力を超える被害が発生するおそれがあります。地震災害を可能な限り減らすためには、行政・地域・県民等が一体となって積極的に地震対策を推進することが重要です。

行政においては、三重県地震対策会議や三重県市町村等地震対策協議会の開催や三重県地震対策推進条例等の制定といった地震対策推進体制を整備するとともに、各種の地震対策の目標を明確化し、進捗状況を把握するための指標を明示することによりハード・ソフト両面にわたる事業を効率的・効果的に展開していく必要があります。

阪神・淡路大震災においては、建物倒壊等により多くの方が生き埋めとなりましたが、その大半が家族や近隣の住民により救出されており、県民一人ひとりや地域住民等との連携による自助・共助活動を推進することが重要です。

県・市町村・防災関係機関、県民及び企業等の役割を明確にするとともに、地震に備え、地震災害の軽減を図るための施策について必要な事項を定めることにより、地震対策を総合的に推進することが必要です。

このことから、「地震対策の推進基盤づくり」を目標に施策を推進していきます。

防災力向上のための人づくり・まちづくり

阪神・淡路大震災では老朽化した木造建物を中心に倒壊被害が発生し、尊い命が失われました。近い将来、東海・東南海・南海地震による被害が予想される三重県ではこうした建物被害に加えて津波による被害も危惧されています。こうした最も危険な被害要因を未然に減らす地震対策を優先的に進めることが最も効果的な地震対策と言えます。このためには、個人住宅や防災上重要な公共施設、学校、病院等の耐震化を進めるとともに、沿岸地域においては津波被害を軽減するための予防対策等を早急実践していく必要があります。

一方、このような対策をより実効的なものにするためには、県民一人ひとりの防災意識の向上や意識改革が不可欠です。災害に対する個人個人のイメージネー

ションを高めるような防災意識の普及啓発や防災教育を実践していくことが将来にわたって三重県に残る貴重な財産となります。

このことから、「防災力向上のための人づくり・まちづくり」を目標に施策を推進していきます。

災害時に迅速に対応できる体制づくり

地震による被害を最小限に食い止めるためには初動期、応急期の迅速で的確な対応が重要となります。こうした応急活動を円滑に推進していくためには、徹底した実践的な地震防災体制の確立が必要です。防災機関における災害時活動の具体的な手順を明らかにしたマニュアルの整備や、防災専門職員の育成や医療活動・緊急輸送活動等の各機関相互の連携を促進するなど、実践的な防災体制づくりを進める必要があります。

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等災害時に何らかの援護を必要とする災害時要援護者に対しては、避難誘導の推進、ハード・ソフトにわたるバリアフリー化が重要となってきます。迅速な応急活動を推進し、被害を最小化するための組織づくりと、地域全体としての体制を整備することによる地域防災活動の推進を併せて実施していくことが不可欠です。

このことから、「災害時に迅速に対応できる体制づくり」を目標に施策を推進していきます。

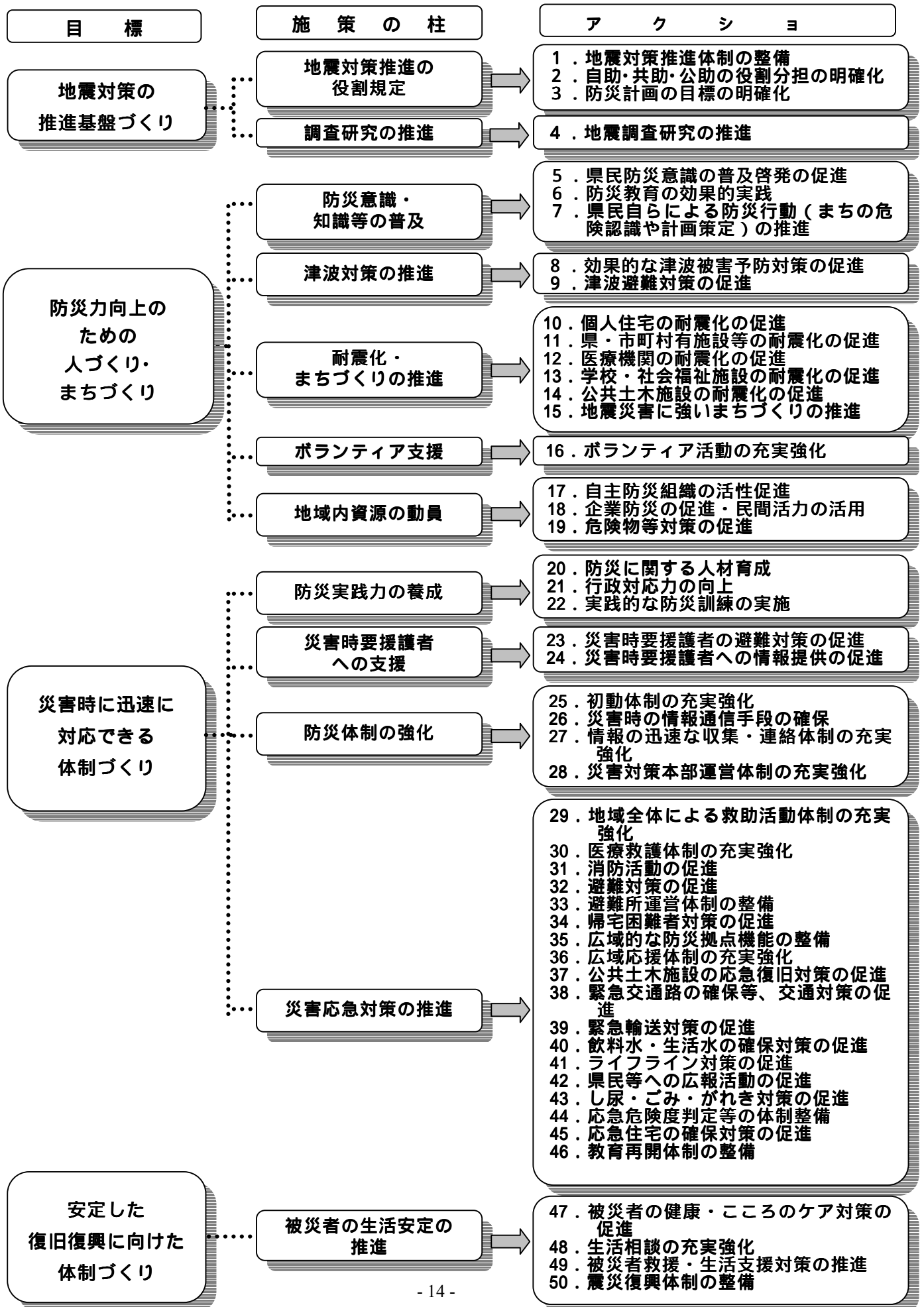
安定した復旧復興に向けた体制づくり

阪神・淡路大震災は未曾有の大災害であり、被災地では、県・市町村・防災関係機関・住民・企業等が独自にあるいは連携して復旧復興を進めてきました。しかしながら、震災の傷は深く、今なお全面的な復興には至っていない現状です。こうした現状を踏まえ、被災後の都市復興や生活復興を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ準備や計画をしておくことが重要です。

また、阪神・淡路大震災ではこころのケアも大きな問題となりました。被災者の健康や精神の安定を図っていくことも重要な対策と考えられます。

このことから、「安定した復旧復興に向けた体制づくり」を目標に施策を推進していきます。

(2) 施策の体系



第2編

三重地震対策アクションプログラムの内容

第1 三重地震対策アクションプログラムの項目

三重地震対策アクションプログラムを次の50のアクションごとにまとめました。

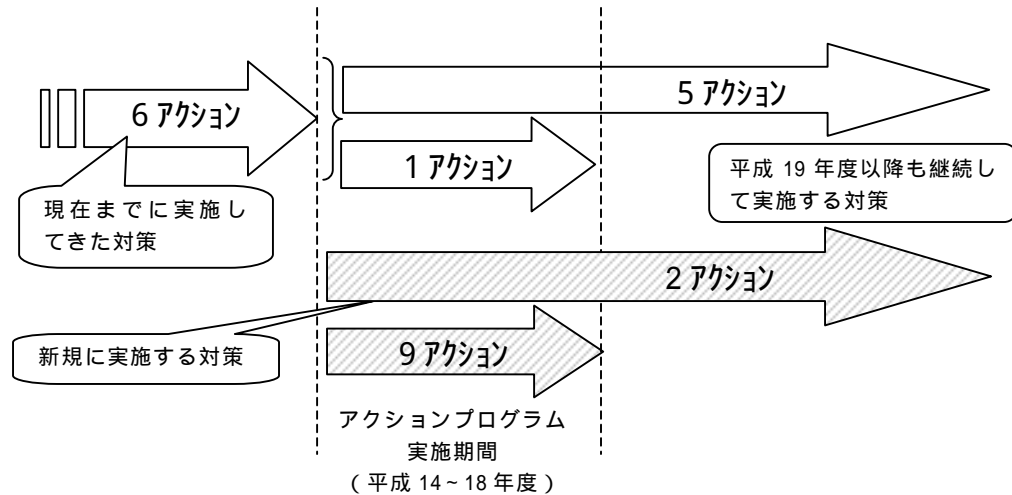
50のアクション			
1. 地震対策推進体制の整備	18p	26. 災害時の情報通信手段の確保	33p
2. 自助・共助・公助の役割分担の明確化	19p	27. 情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化	34p
3. 防災計画の目標の明確化	19p	28. 災害対策本部運営体制の充実強化	34p
4. 地震調査研究の推進	19p	29. 地域全体による救助活動体制の充実強化	35p
5. 県民防災意識の普及啓発の促進	20p	30. 医療救護体制の充実強化	36p
6. 防災教育の効果的実践	20p	31. 消防活動の促進	37p
7. 県民自らによる防災行動（まちの危険認識や計画策定）の推進	21p	32. 避難対策の促進	38p
8. 効果的な津波被害予防対策の促進	22p	33. 避難所運営体制の整備	39p
9. 津波避難対策の促進	22p	34. 帰宅困難者対策の促進	39p
10. 個人住宅の耐震化の促進	23p	35. 広域的な防災拠点機能の整備	40p
11. 県・市町村有施設等の耐震化の促進	24p	36. 広域応援体制の充実強化	40p
12. 医療機関の耐震化の促進	24p	37. 公共土木施設の応急復旧対策の促進	41p
13. 学校・社会福祉施設の耐震化の促進	25p	38. 緊急交通路の確保等、交通対策の促進	41p
14. 公共土木施設の耐震化の促進	25p	39. 緊急輸送対策の促進	42p
15. 地震災害に強いまちづくりの推進	26p	40. 飲料水・生活水の確保対策の促進	43p
16. ボランティア活動の充実強化	27p	41. ライフライン対策の促進	43p
17. 自主防災組織の活性促進	28p	42. 県民等への広報活動の促進	44p
18. 企業防災の促進・民間活力の活用	28p	43. し尿・ごみ・がれき対策の促進	45p
19. 危険物等対策の促進	29p	44. 応急危険度判定等の体制整備	45p
20. 防災に関する人材育成	29p	45. 応急住宅の確保対策の促進	46p
21. 行政対応力の向上	30p	46. 教育再開体制の整備	46p
22. 実践的な防災訓練の実施	30p	47. 被災者の健康 ところのケア対策の促進	47p
23. 災害時要援護者の避難対策の促進	31p	48. 生活相談の充実強化	47p
24. 災害時要援護者への情報提供の促進	32p	49. 被災者救援・生活支援対策の推進	48p
25. 初動体制の充実強化	32p	50. 震災復興体制の整備	48p

第2 具体的なアクションの進め方

～現在までに実施してきた具体的なアクションと今後のアクション～

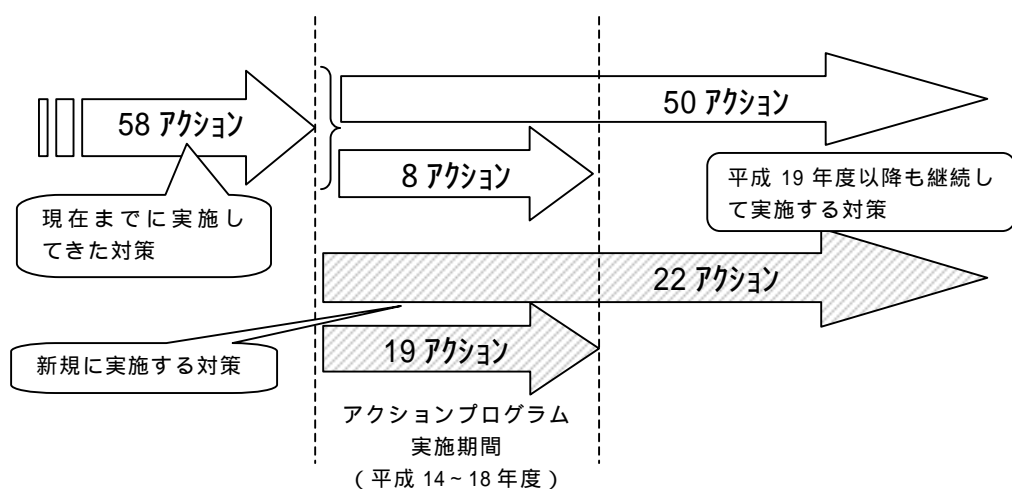
本アクションプログラムでは、次の4つの目標を達成するため、現在実施中の事業の継続及び新規事業の推進によって、地震災害に強い県土みえを築きます。

地震対策の推進基盤づくり



地震対策の推進基盤づくりを目標にして、現在までに「地域防災計画の見直し」や「自助・共助意識の高揚」等の6アクションを実施してきました。今後とも、これらアクションを継続的に実施するとともに、防災計画の目標の明確化や津波シミュレーション等調査研究に関する新規事業(11アクション)を展開します。

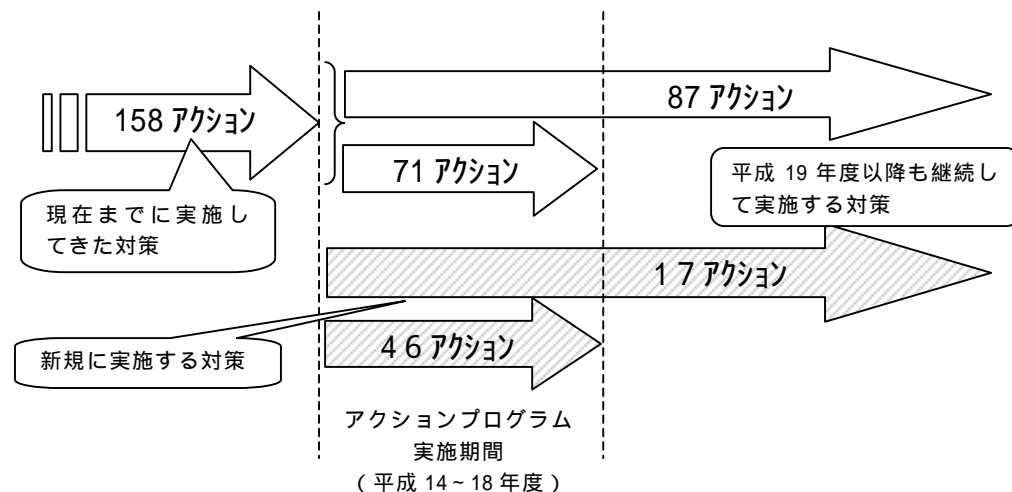
防災力向上のための人づくり・まちづくり



防災力の向上のための人づくり・まちづくりを目標にして、現在までに「地震防災講座等の開催などによる防災知識の普及啓発」や「公共施設の耐震化」等の58アクションを実施してきました。これらに加えて、今後、近い将来に発生が予想される東南海地震等に備えて、特に「防災教育」や「個人住宅の耐震化」等の新規事業(41アクション)を実施します。なお、アクションプログラムの中

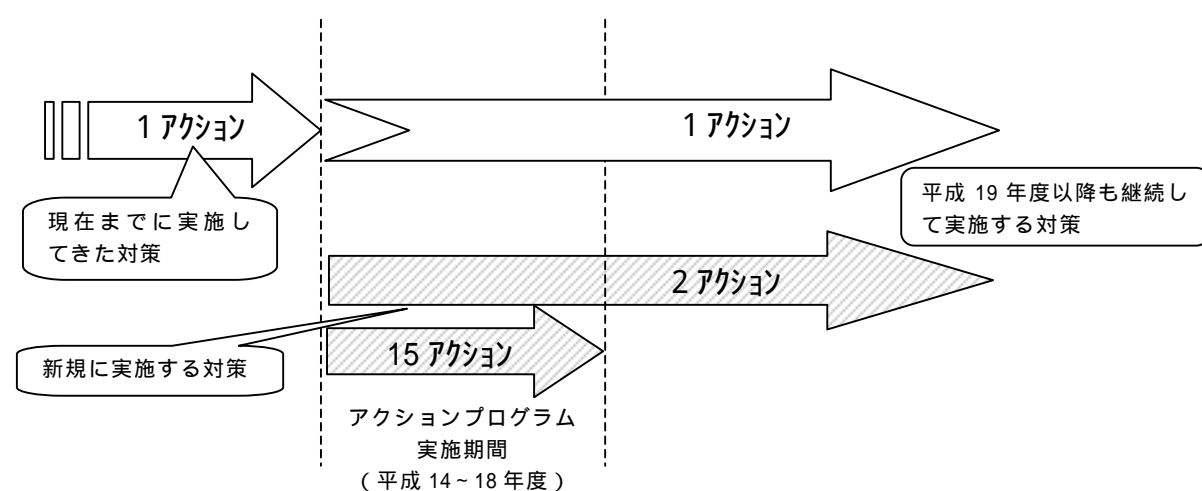
では平成 18 年度までの推進を目指しますが、耐震化等のような限られた予算の中で長期的視野に立って実施していくべきもの、防災教育のような絶えず継続的に実施していくべきもの等については、行政の力だけでなかなか対策が進まないため、県民の方々と一緒になって推進していく必要があります。

災害時に迅速に対応できる体制づくり



災害時に迅速に対応できる体制づくりを目標にして、現在までに「初動体制の充実強化」、「災害時の情報収集・連絡体制の強化」、「避難場所・避難所等の整備等の避難対策」、「緊急交通対策」等に関わる 158 アクションを実施してきました。今後は、さらなる実践的な体制づくりを目指して、「災害時要援護者対策」、「帰宅困難者対策」等の新規事業（63 アクション）を実施します。

安定した復旧復興に向けた体制づくり



震災に先立ち事前に復旧復興体制を整えるための検討は従来あまり実施されてきませんでした。安定した復旧復興に向けた体制づくりを目標に、今後、「こころのケア対策」、「生活支援対策」、「震災復興体制の整備」等の新規事業（17 アクション）を実施します。

第3 三重地震対策アクションプログラム

個別の三重地震対策アクションプログラムを以下に示します。なお、具体的なアクション（全355項目、うち新規132項目）の前の「 」印は平成13年度までに着手しているアクション（223項目）、「 」印は平成14～15年度に新規に着手するアクション（80項目）であることを表しています。「 」印は平成18年度までに完了するアクション（169項目）であることを表しています。

ゴシック表示は、県、市町村及び防災関係機関が定めた重点アクションを表しています。

役割分担においては、「自らの身の安全は自ら守る」といった県民一人ひとりの自助意識を向上して頂くための自助対策アクション、地域連携による防災活動等を促進する共助対策アクション及び行政が主体となって実施する公助対策アクションの分類をしています。

また、主担当部局においては、県庁の主担当部局を代表として明示しておりますが、県だけがアクションを推進するわけではなく、市町村・防災関係機関及び県民が一体となって積極的に推進していく必要があります。

アクション1 地震対策推進体制の整備

地震防災対策には完成はなく、また絶対もありません。いかに被害を最小限度に抑えるかが重要で、減災を基本とする計画の推進や自助意識の高揚が必要です。三重県を地震災害に強い県土とするため、地震対策推進体制の整備を行い、積極的に地震対策を推進します。

具体的なアクション

(1) 地震対策推進体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
三重県地震対策会議の開催 (3回程度/年)	自助 共助 公助	全部局
三重県市町村等地震対策協議会の開催 (3回程度/年)	自助 共助 公助	地域振興部
防災担当組織の充実強化 [新規]	公助	全部局
三重県地震対策推進条例等の制定 [新規]	自助 共助 公助	全部局
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の対応 (推進地域の指定等) [新規]	自助 共助 公助	地域振興部
地域防災計画(地震防災強化計画等)の見直し(1回/年)	自助 共助 公助	全部局
県警察東海地震等大規模地震対策委員会の設置 [新規]	自助 共助 公助	警察本部
地震対策緊急整備事業計画・地震防災緊急事業五箇年計画等の見直し [新規]	公助	全部局
地震対策に係る制度及び財政的支援の要請 (国要望)	公助	全部局

アクション2 自助・共助・公助の役割分担の明確化

地震対策を行政だけ進めるには限界があり、行政、県民や企業、NPO等が互いに連携して推進していくことが重要です。行政・地域・県民が一体となって地震対策を推進していくため、役割分担のあり方の検討や、自助・共助意識の普及啓発を行っていきます。

具体的なアクション

(1) 役割の分担化による一体となった地震対策の推進

アクション	役割分担	主担当部局
行政・県民・NPO・ボランティア・自主防災組織等の役割分担のあり方検討会の開催 [新規]	自助 共助 公助	生活部 地域振興部 他全部局
自助・共助意識の高揚 ・ 県民参加の計画づくり ・ 出前講座の開催 (10回程度/年) ・ 地域ごとの防災訓練の実施等 (7箇所程度/年)	自助 共助	地域振興部 他全部局
地域防災推進協議会の設置の推進 [新規]	自助 共助	地域振興部

アクション3 防災計画の目標の明確化

地震対策を効率的・効果的に実施していくことが地震災害に強い県土みえを早期に実現するためには重要です。各種地震対策の達成目標や期限を明確にし、実施状況を管理・公表していくことで、実効的な地震対策を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 目標の明確化

アクション	役割分担	主担当部局
地域防災計画、アクションプログラムの進行管理 [新規]	自助 共助 公助	全部局
市町村地震対策アクションプログラム作成支援 [新規]	自助 共助 公助	全部局

アクション4 地震調査研究の推進

東海・東南海・南海地震等が発生した場合には、特に津波による被害が甚大であると予想されています。今後とも津波シミュレーション等によって、津波に対する危険性(到達時間や津波高さ、浸水域等)に関する情報を積極的に情報提供していきます。

また、震災に対する総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災関係機関の相互の連携協力により、活断層調査をはじめとする各種調査研究を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 地震調査研究の推進

アクション	役割分担	主担当部局
津波シミュレーション・被害想定・石油コンビナート等防災計画防災アセスメントの実施 [新規]	公助	地域振興部

防災事業推進委員会の設立 ・ 防災インストラクター育成のための研修制度の検討 [新規] ・ 大規模集客施設、観光地の避難対策の検討 ・ 災害時要援護者の避難対策の検討	自助 共助 公助	地域振興部
活断層調査等各種調査研究の実施	公助	地域振興部 他関係部局

アクション5 県民防災意識の普及啓発の促進

県民一人ひとりの防災意識を高めることが三重県全体の防災力を高めることにつながります。県民一人ひとりが近い将来に起こると考えられる地震災害に対応できるようにするため、日頃から地震防災講座や防災研修の開催等により積極的に防災意識の普及啓発を行っていきます。

具体的なアクション

(1) 防災意識の普及啓発

アクション	役割分担	主担当部局
パンフレット・ハザードマップ等の配布などによる、防災に関する情報の積極的発信 (市町村が実施する住民啓発用のハザードマップの支援)	自助 共助	全部局
災害の規模・地域・状況別の地震防災シナリオの作成・明示 [新規]	自助 共助	地域振興部
防災意識調査の定期的実施 (1回程度/年) [新規]	自助 共助	地域振興部
地震防災講座等の開催などによる防災知識の普及啓発 (出前講座 10回程度/年、語り部等の育成、防災フェア 2回/年)	自助 共助	全部局
耐震診断・家具固定などに関する研修の充実 (転倒対策等の研修会の実施 3回程度/年) [新規]	自助 共助	地域振興部 県土整備部 教育委員会
在住外国人のための防災研修の実施 [新規]	自助 共助	生活部 地域振興部
市町村が行う住民啓発への支援 (防災啓発車による防災意識の向上 全市町村 2回程度/年、地震体験車による啓発の実施 300日稼働/年、防災人材バンクの設置) [新規]	自助 共助	地域振興部 他全部局

アクション6 防災教育の効果的実践

個人の災害対応能力の向上のため(特に子ども自身及び子どもを通じての家庭への防災意識啓発)、小中学校における特別活動の活用等により防災教育を実践していきます。自分のための防災教育から社会のための防災教育が根付くよう、意識の改革を支援していきます。

また、最近のIT(情報技術)の発展に伴い、パソコン・インターネットを使った防災教育も推進していきます。

具体的なアクション

(1) 防災教育の推進

アクション	役割分担	主担当部局
特別活動の活用等による、小中学校等における体験型防災教育の推進 (防災教育用教材の作成・防災学習モデル校の実施 10校程度、公開講座支援 3 回程度/年) [新規]	自助 共助	生活部 地域振興部 教育委員会
バーチャルリアリティやCG等を駆使したパソコン・インターネットを使った防災教育(e-ラーニング)の推進 (ITを活用した防災教育講座の実施) [新規]	自助 共助	生活部 地域振興部 教育委員会
災害史・災害経験の伝承など防災教育の徹底 (語り部との連携 3 回程度/年・災害史の作成) [新規]	自助 共助	地域振興部 教育委員会

アクション7 県民自らによる防災行動(まちの危険認識や計画策定)の推進

自分たちが置かれた防災に関する環境を理解するためには、自分たち自身で地域の危険性を認識することが大切です。地域住民のタウンウォッチングによる防災マップの作成などを支援していきます。

最近では、地域コミュニティが崩壊しつつあると言われており、近所づきあいや地域でのイベントに参加するなどの地域ぐるみの活動を活性化することが地域防災力の強化につながります。地域住民自らによる行動計画や防災訓練を支援していきます。

具体的なアクション

(1) 「まちを知る」イベントの開催

アクション	役割分担	主担当部局
自主防災組織によるハザードマップの作成 (20 箇所程度/年) [新規]	自助 共助	地域振興部
地域住民のタウンウォッチング等による防災マップの作成 (20 箇所程度/年) [新規]	自助 共助	地域振興部

(2) 地域住民自らによる行動計画・防災訓練の企画

アクション	役割分担	主担当部局
地域住民・自主防災組織による我がまちの避難計画の作成 (10 箇所程度/年) [新規]	自助 共助	地域振興部
地域住民・自主防災組織による防災訓練の企画・実施 (全市町村)	自助 共助	地域振興部
県民防災行動指針の作成 [新規]	自助 共助	地域振興部

アクション 8 効果的な津波被害予防対策の促進

東海・東南海・南海地震の際には、東紀州地域や南勢志摩地域を中心に、津波被害の発生する可能性が高いと予想されています。津波被害を未然に予防するための堤防・防潮堤・水門等の津波被害軽減対策、いち早く住民に津波情報を伝えるための情報伝達システムの整備、迅速な避難のための避難関連施設の整備を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 津波被害軽減対策の促進

アクション	役割分担	主担当部局
堤防・防潮堤・水門の整備 (堤防・護岸の改修 5,000m 程度)	公助	農林水産商工部 県土整備部
水門等の自動化(遠隔操作)の推進 (大型ゲートの自動化 80 基、7 門) [新規]	公助	農林水産商工部 県土整備部

(2) 津波情報伝達システムの整備

アクション	役割分担	主担当部局
津波観測システムの整備 (国要望) [新規]	公助	地域振興部
津波情報伝達・警報システムの整備	公助	地域振興部

(3) 津波避難関連施設の整備

アクション	役割分担	主担当部局
避難場所、避難路の整備 (急傾斜崩壊対策事業等で斜路、階段等の避難路整備の促進・海岸保全施設としての整備、都市公園の活用等)	共助 公助	環境部 農林水産商工部 地域振興部 県土整備部
避難誘導標識、警告看板の設置 (標識 400 避難場所/年、看板 10 地区程度) [新規]	共助 公助	環境部 農林水産商工部 地域振興部 県土整備部

アクション 9 津波避難対策の促進

津波による人的被害を軽減するためには、津波危険地域の住民や観光客等の迅速な対応が重要です。津波危険地域では、迅速な指定避難場所への避難が行われるよう、避難場所・避難経路の整備や、避難所情報の周知、避難誘導體制の見直しなどを進めていきます。特に、高齢者や災害時要援護者への避難誘導體制を早期に整備していきます。

具体的なアクション

(1) 津波シミュレーションに基づく津波避難対策の促進

アクション	役割分担	主担当部局
避難ビルの指定、民間施設の避難地としての利用	自助 共助 公助	地域振興部
避難経路の選定 (全沿岸市町村を対象に実施)	自助 共助 公助	地域振興部
住民・観光客への避難場所・避難所の周知徹底 (観光連盟・観光協会との連携、避難誘導標識の設置 400 避難場所/年、広報等の活用による啓発)	自助 共助	農林水産商工部 地域振興部 警察本部

迅速な避難誘導體制の見直し (具体的な津波避難計画の作成・沿岸市町村)	[新規]	自助 共助 公助	地域振興部
災害時要援護者の避難誘導體制の確立 (検討委員会設置、災害救助法事務担当者会議でマニュアル作成検討)	[新規]	自助 共助 公助	健康福祉部 地域振興部 警察本部
防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等多様な手段による津波情報の迅速な伝達体制の構築 (防災情報プラットフォーム整備事業で検討)		自助 共助 公助	地域振興部 警察本部

アクション 10 個人住宅の耐震化の促進

阪神・淡路大震災の事例を見ると、老朽化した旧耐震基準の木造建物については大規模地震時に被害を受ける可能性が高いと考えられます。建物被害による危険性を最小限に減らすため、建物の耐震診断・補強の支援や、家具類の転倒防止対策の推進、相談窓口の充実等を実施していきます。

また、耐震化を進めやすいような仕組みづくりについても検討していきます。

具体的なアクション

(1) 個人住宅の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
耐震診断、耐震技術の普及促進 (アドバイザーの養成、耐震化促進パンフレット作成、マニュアル作成)	[新規] 自助 共助	県土整備部
耐震化の必要性の普及啓発 (70地区での出前トーク、150回程度の語り部活動、市町村連絡会議1回程度/年)	[新規] 自助 共助	県土整備部
老朽木造住宅の補強・建替促進・家具等の転倒防止対策の推進 (40,000戸程度の耐震診断支援、耐震補強等支援の検討)	[新規] 自助 共助	地域振興部 県土整備部
耐震診断・耐震改修に係る費用軽減に関する検討	[新規] 自助 共助	県土整備部
相談窓口の充実 (相談会30回程度/年)	[新規] 自助 共助	県土整備部
木造住宅耐震化促進のための講習会の実施 (1回/年)	[新規] 自助 共助	県土整備部

(2) 耐震化促進のための仕組みづくり

アクション	役割分担	主担当部局
実効的な耐震化推進策に関する検討 (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進)	[新規] 自助 共助	県土整備部

アクション 11 県・市町村有施設等の耐震化の促進

災害対策の拠点となる県庁・市町村役場や警察署・消防署等の公共施設の中には十分な耐震性を有していない建物もあります。災害時の迅速な災害対応のため、早急かつ計画的に耐震化を推進していきます。また、建物だけでなく、建物内の情報機器等の各種設備についても耐震化措置を実施していきます。

また、文化財施設や県民が多く利用する施設について耐震化を実施していきます。

具体的なアクション

(1) 県・市町村有施設の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
県・市町村庁舎の耐震化促進 (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進、耐震化計画の作成)	公助	総務局 生活部 地域振興部 県土整備部 他関係部局
警察署・交番・駐在所、消防署・出張所等の耐震化促進 (強化地域内の耐震化促進、耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進、通信機器の耐震化促進)	公助	地域振興部 県土整備部 警察本部 他関係部局
公営住宅等の耐震化促進 (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進)	公助	県土整備部
各防災拠点の設備<情報設備等>の耐震化促進 (情報設備等の固定)	公助	地域振興部 出納局
文化財施設の耐震化促進	共助 公助	地域振興部 県土整備部 教育委員会

(2) 不特定多数の人が出入りする施設の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
集客施設や文化施設の耐震化促進 (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進)	自助 共助 公助	生活部 県土整備部 教育委員会

アクション 12 医療機関の耐震化の促進

大規模地震時には県内各地において多くの負傷者が発生する事態が予想されます。こうした事態に対する医療活動の拠点である医療機関において迅速な医療措置が実施することができるように、災害拠点病院をはじめとする病院・診療所等の建物や各種医療設備の耐震化を実施していきます。

具体的なアクション

(1) 医療機関の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
災害拠点病院の耐震化促進 (老朽化施設の耐震化検討)	自助 共助 公助	健康福祉部 県土整備部
一般病院・診療所及び血液センター等の耐震化促進	自助 共助 公助	健康福祉部 県土整備部 病院事業庁

医療施設の設備<医療機器、情報設備等>の耐震化促進 (転倒防止器具の取付促進)	自助 共助 公助	健康福祉部
--	----------------	-------

アクション 13 学校・福祉施設の耐震化の促進

災害時には避難所となる場合が多い学校等の中には十分な耐震性を有していない建物もあります。早期に耐震化計画を作成し、学校等の校舎・体育館及び学校内設備の耐震化を実施していきます。

また、災害時要援護者の介護の場・一時避難の場となる社会福祉施設においても、耐震化を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 学校の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
学校・幼稚園等の校舎・体育館の耐震化促進 (啓発促進の実施、耐震化計画の作成、県立学校の耐震化計画 2006年目標 100%)	自助 共助 公助	県土整備部 教育委員会
学校設備<ロッカー等>の耐震化促進 (転倒防止器具の取付促進)	自助 共助 公助	教育委員会
学校内ガラスの飛散防止対策の促進 (啓発の促進)	自助 共助 公助	教育委員会
私立学校施設・設備の耐震化促進	自助 共助	生活部 県土整備部

(2) 社会福祉施設の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
社会福祉施設の耐震化促進	自助 共助 公助	生活部 健康福祉部 県土整備部

アクション 14 公共土木施設の耐震化の促進

道路施設や河川・海岸施設、漁港・港湾施設といった公共土木施設は、災害時には避難活動、救助活動、緊急輸送等において大きな役割を果たします。災害時の応急活動を迅速・円滑に実施するため、重要な公共土木施設の耐震化を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 公共土木施設の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
道路施設の耐震化促進 (緊急輸送道路のうち優先度の高い落石危険箇所 50箇所程度、同路線整備率 90%程度<2010年度目標>、同県管理の橋りょう補強 100%<2010年度目標>)	公助	県土整備部
海岸施設等の耐震化促進 (海岸保全施設等の耐震化 4,500m程度)	公助	農林水産商工部 県土整備部

漁港、港湾における耐震強化岸壁の整備促進 (耐震強化岸壁計画に基づき実施)	公助	農林水産商工部 県土整備部
--	----	------------------

アクション 15 地震災害に強いまちづくりの促進

大規模地震災害時には地震動・津波やそれによる建築物被害などの物的被害によって都市機能が麻痺する可能性があり、都市の被害が応急対策活動や復旧活動への障害となることも想定されます。県全体を地震災害に強い、壊れない燃えない安全なまちにするため、耐震化・不燃化、緑化等の対策を推進していきます。

また、宮城県沖地震の際にはブロック塀の転倒によって多くの人的被害が発生していることから、ブロック塀については補強や生垣化を促進していきます。

具体的なアクション

(1) 災害に強いまちづくり計画

アクション	役割分担	主担当部局
災害危険度調査の実施 (被害想定調査の実施) [新規]	公助	地域振興部 県土整備部
防災まちづくりマスタープランの作成 (市町村の支援) [新規]	共助 公助	地域振興部 県土整備部
土地利用計画の規制検討	共助 公助	県土整備部
砂防設備等による安全対策 (治山治水施設の推進・2010年までの目標：土石流安全度43%、地すべり安全度35%、急傾斜地崩壊対策安全度37%)	公助	環境部 農林水産商工部 県土整備部

(2) 燃えないまちづくりの推進

アクション	役割分担	主担当部局
狭隘道路の解消	自助 共助 公助	県土整備部
消防活動困難区域の解消	自助 共助 公助	県土整備部
老朽木造建築物の建替等	自助 共助 公助	県土整備部
公園・緑地等オープンスペースの整備 (都市公園、森林公園等の活用)	自助 共助 公助	環境部 県土整備部
土地区画整理事業の推進(旧市街地)	自助 共助 公助	県土整備部

(3) 緊急輸送道路・避難路確保のための建物等の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
緊急輸送道路・避難路沿い建築物の耐震化・不燃化促進 [新規] (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進)	自助 共助 公助	県土整備部
緊急輸送道路・避難路沿いの落下物等対策の促進 (特殊建築物の定期報告時の審査及び適切な措置、 山地災害危険地の整備促進)	自助 共助 公助	環境部 県土整備部
ブロック塀等の耐震化・生垣化促進 [新規] (建築確認申請時の窓口における周知)	自助	地域振興部 県土整備部
自動販売機の耐震化促進 [新規]	自助	地域振興部

アクション 16 ボランティア活動の充実強化

行政対応力を超えるような大規模災害時には防災ボランティアによる活動が重要となります。防災ボランティアコーディネーターの育成やボランティアネットワークの充実、ボランティア活動拠点の整備、受入・派遣体制の整備等によって、災害時のボランティア活動を支援していきます。

具体的なアクション

(1) ボランティアの育成

アクション	役割分担	主担当部局
防災ボランティアコーディネーターの育成体制の確立 (コーディネーター養成 30 名程度 / 年)	共助	生活部 地域振興部 県土整備部
ボランティアへの参加機会の仕組み作り	共助	生活部他全部局
災害救援ボランティアグループ等の役割分担の明確化・連携	共助	生活部 健康福祉部 地域振興部
ボランティアネットワークの充実	共助	生活部 健康福祉部 地域振興部

(2) ボランティア拠点づくり

アクション	役割分担	主担当部局
ボランティア活動拠点の整備、情報通信インフラの整備 (防災無線の整備)	共助 公助	生活部 地域振興部
みえ市民ボランティアセンターの機能等の周知	共助	生活部 健康福祉部 地域振興部

(3) ボランティア受入・派遣体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
ボランティア受入窓口の明確化	共助 公助	生活部 地域振興部 健康福祉部
ボランティア情報の一元化	共助 公助	生活部 地域振興部 健康福祉部
防災ボランティアコーディネーター及び県内防災ボランティアとの連絡体制の整備	共助 公助	生活部 地域振興部 健康福祉部
ボランティア受入マニュアルの整備	共助 公助	生活部 地域振興部 健康福祉部

手話・通訳ボランティア等の派遣体制の整備	共助 公助	生活部 健康福祉部
----------------------	----------	--------------

アクション 17 自主防災組織の活性促進

「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域及び事業所単位で防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに、効果的に地域活動を実践していくリーダーの育成を支援していきます。また、防災訓練等の実施を啓発していくとともに、自主防災活動が円滑に実施できるよう、支援を行っていきます。

具体的なアクション

(1) 自主防災組織の結成促進・育成・強化推進

アクション	役割分担	主担当部局
自主防災組織結成・活性化及び連携促進 (活性化講演会1回程度/年)	自助 共助	地域振興部
平常時からの訓練等の実施	自助 共助	地域振興部
地域内備蓄の促進	自助 共助	地域振興部
自主防災組織行動マニュアルの検討 [新規]	共助	地域振興部
ハザードマップの作成等地域内の危険箇所の点検 [新規]	自助 共助	地域振興部
リーダー等の人材育成体制の整備 (リーダー研修会7箇所程度開催/年)	自助 共助	地域振興部
防災資機材等の整備	自助 共助	地域振興部
各種応急復旧活動との連携促進 [新規]	自助 共助 公助	地域振興部

アクション 18 企業防災の促進・民間活力の活用

企業施設等の被災により、生産能力の低下や資産の喪失といった被害や物資輸送機能等に支障が発生するおそれがあります。大規模震災時には企業は地域への貢献も期待されています。

施設の耐震化や備蓄促進によって企業における従業員・顧客の安全確保を実施するとともに、防災訓練や地域防災活動への参加による企業の地域活動を支援していきます。

具体的なアクション

(1) 企業施設内の防災対策促進

アクション	役割分担	主担当部局
地震防災応急計画等の作成促進	自助 共助	地域振興部 他関係部局
耐震診断の普及促進 (耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化促進)	自助 共助	地域振興部 県土整備部
災害時通信機能の確保・代替ライフラインの確保 [新規]	自助 共助	農林水産商工部 地域振興部
企業内備蓄の促進 [新規]	自助 共助	農林水産商工部 地域振興部
企業防災診断の実施 [新規]	自助 共助	地域振興部

(2) 企業の地域活動促進

アクション		役割分担	主担当部局
企業防災訓練の推進及び地域防災活動への参加促進	[新規]	自助 共助	地域振興部
企業内防災教育の推進	[新規]	自助 共助	農林水産商工部 地域振興部
各種応急復旧活動との連携の促進 (商店街振興組合連合会と連携促進等)	[新規]	自助 共助 公助	農林水産商工部 地域振興部
地域防災のための企業との連携促進	[新規]	自助 共助 公助	農林水産商工部 地域振興部
中小企業貸付金制度の検討	[新規]	自助 公助	農林水産商工部 地域振興部

アクション 19 危険物等対策の促進

本県は石油コンビナート地域等に危険物施設を有するなど、大規模地震災害時には被害のおそれがあります。地域の安全・安心を確保するため、石油コンビナート等防災計画防災アセスメントの見直し、危険物施設の耐震化や保安検査、講習会などの安全対策を充実していきます。

具体的なアクション

(1) 危険物等施設の安全化

アクション		役割分担	主担当部局
石油コンビナート等防災計画防災アセスメントの見直し	[新規]	自助 公助	地域振興部
危険物等施設の耐震化		自助	健康福祉部 地域振興部
企業の自主保安の徹底 (地震防災応急計画等の作成指導等)		自助	健康福祉部 地域振興部
危険物等施設への立入検査・保安検査の徹底 (350 施設程度 / 年)		自助 公助	健康福祉部 地域振興部

(2) 危険物等処理対策の促進

アクション		役割分担	主担当部局
危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施 (危険物 20 回程度 / 年 ・ 高圧ガス 4 回程度 / 年)		自助	健康福祉部 地域振興部
毒物・劇物重点監視施設における事故処理マニュアルの作成		自助	健康福祉部 地域振興部

アクション 20 防災に関する人材育成

地域における防災活動を円滑に実践していくためには、防災に関する一定の知識を持った人材や災害時に地域に貢献できる人材の育成を推進する必要があります。防災エキスパートや通訳ボランティア等の人材の育成、防災人材バンクの設置、防災 O B の活用等を実施していきます。

具体的なアクション

(1) 防災に関する人材育成

アクション		役割分担	主担当部局
防災に関する一定の知識を持った防災エキスパート等の育成体制の整備	[新規]	共助 公助	地域振興部
近隣住民や N P O 等との連携のための人材育成体制の整備	[新規]	共助 公助	地域振興部

通訳ボランティア等の育成	[新規]	共助 公助	生活部 地域振興部
防災人材バンクの設置	[新規]	共助	地域振興部
防災関係OBの活用	[新規]	共助	地域振興部
防災コーディネーターの育成	[新規]	共助	地域振興部

アクション 21 行政対応力の向上

大規模地震が発生した場合に、迅速な防災活動を実施するためには、高度な防災知識を持ち、自立率先して活動できる行政対応力を養う必要があります。防災・危機管理教育、防災研修等によって、県・市町村のトップマネジメント層及び防災担当者の災害時対応能力を伸ばすとともに、一般職員においても防災知識・行動基準等の周知徹底をしていきます。また、防災に関する最新の知識を修得するため、大学・研究機関との連携を強化していきます。

具体的なアクション

(1) トップマネジメント層の防災能力の向上

アクション	役割分担	主担当部局
首長等への防災・危機管理セミナー等の実施 (トップセミナー1回程度開催/年)	公助	総合企画局 地域振興部

(2) 職員の防災能力の向上

アクション	役割分担	主担当部局
職員研修・訓練体系の確立と実施 (新採時研修、一般研修の活用)	公助	総合企画局 地域振興部
防災ハンドブックの作成・携行 (毎年度作成)	公助	地域振興部
地震防災マニュアルの作成・標準化	公助	全部局
防災専門研修・派遣研修の促進	公助	地域振興部
大学・研究機関との連携強化	[新規]	公助 地域振興部 他関係部局
防災専任スタッフの設置	[新規]	公助 地域振興部 他関係部局
危機管理に対応した人材育成	[新規]	自助 共助 総合企画局 地域振興部

アクション 22 実践的な防災訓練の実施

行政・地域・住民等が連携して効果的な防災対策を進めるため、実践的な総合防災訓練を継続的に実施していきます。ロールプレイング形式の図上訓練や実践的な訓練等、訓練の目的・効果・対象者に応じた体系的な訓練の実施や手法等を検討し、繰り返し実行することで、災害対応力を向上させていきます。

また、初動期の参集訓練や情報途絶時の対応訓練などによって、より実践的な対応力を向上させていきます。

具体的なアクション

(1) 総合的な防災訓練の実施

アクション	役割分担	主担当部局
国・県・市町村・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・医療機関・企業・住民等による総合防災訓練等の実施 (1回程度/年実施)	自助 共助 公助	全部局
ロールプレイング形式の図上訓練の実施及び検証	公助	全部局
避難所生活訓練の実施	[新規]	自助 共助 健康福祉部 地域振興部
図上訓練マニュアル作成と市町村支援	[新規]	公助 地域振興部

訓練専任スタッフの設置と市町村支援	[新規]	公助	地域振興部
避難誘導、初期消火、救助・救護活動等の分野別実践訓練の実施 (1回以上実施/年)		自助 共助 公助	全部局
地震、津波に対応した住民を中心とした訓練の実施 (沿岸市町村で1回以上実施/年)		自助 共助	地域振興部 警察本部
県域を越えた近隣府県との連携による広域的訓練の実施		自助 共助 公助	地域振興部 警察本部

(2) 初動・応急復旧活動に関する訓練の実施

アクション	役割分担	主担当部局
ポケベル・電子メール等を利用した非常参集訓練の実施	公助	全部局
防災関係機関相互連携に関する情報通信訓練等の実施	公助	全部局
災害対策本部運営訓練の実施	公助	全部局
情報途絶時における対応訓練の実施	[新規]	公助 全部局
応急復旧対策訓練の実施	公助	全部局

アクション 23 災害時要援護者の避難対策の促進

高齢者・障害者・乳幼児・傷病者等の災害時要援護者については、とっさの避難が困難となる状況が考えられます。また、避難所生活を余儀なくされる災害時要援護者も多く発生することが予想されることから、避難誘導体制の確立、避難施設のバリアフリー化の推進、地域住民等との連携による安否確認の仕組み作り等を災害時要援護者に配慮した対策を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 避難対策

アクション	役割分担	主担当部局
災害時要援護者連絡会議の設置及び体制の整備	[新規] 共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部 警察本部
災害時要援護者の避難の迅速化に関する避難誘導マニュアルの作成	共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部
災害時要援護者搬送手段・体制の整備	[新規] 共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部
災害時要援護者用避難所の整備	[新規] 共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部
災害時要援護者への対応を念頭に置いた防災訓練の実施	自助 共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部
災害時要援護者向けの備蓄促進	[新規] 共助 公助	生活部 健康福祉部 地域振興部

(2) 福祉対策

アクション	役割分担	主担当部局
在宅介護老人等に対する地域ぐるみのケア体制の整備	自助 共助	健康福祉部

(3) 避難生活支援

アクション	役割分担	主担当部局
避難所等公共施設のバリアフリー化	共助 公助	全部局
災害時要援護者の避難所としての社会福祉施設の活用体制の整備	共助 公助	健康福祉部

アクション 24 災害時要援護者への情報提供の促進

災害時要援護者の中には、災害時の情報を的確に得ることが困難な人もいます。情報が入りにくい災害時要援護者に対しての情報提供を工夫する必要があります。マスメディア、広報車、緊急通報装置、自主防災組織、ボランティア、民生委員等による情報伝達や、在宅介護支援センター等24時間体制の機関を核とした地域ネットワークによる情報提供を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 情報提供手段の整備

アクション	役割分担	主担当部局
緊急通報システムの検討 [新規]	自助 共助 公助	健康福祉部 地域振興部
多様なメディアを活用した災害時要援護者への情報提供（防災情報プラットフォーム事業） [新規]	自助 共助	総合企画局 健康福祉部 地域振興部

(2) 情報提供体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
視覚障害者や外国人等に対する防災関連情報の提供方法の検討（情報のバリアフリー化：通訳の確保、案内板・標識等の表記の多言語化・点字化等の促進）	自助 共助 公助	総合企画局 生活部 健康福祉部 地域振興部
自主防災組織や地域住民等地域ネットワークによる情報提供の促進 [新規]	自助 共助	生活部 健康福祉部 地域振興部
高齢者世帯等災害時要援護者への日頃からの情報提供の促進 [新規]	自助 共助	健康福祉部

アクション 25 初動体制の充実強化

大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されることから、迅速かつ確かな災害応急対策を実施する必要があります。災害対策活動実施要領のマニュアル化や参集訓練の実施等により、職員の迅速な初動体制を強化していきます。

具体的なアクション

(1) 職員参集体制の強化

アクション	役割分担	主担当部局
災害対策活動実施要領の見直し・マニュアル化 (初動対応・危機管理マニュアルの整備、警備基本計画の見直し等)	公助	全部局
勤務時間外の迅速な配備体制の整備 (参集基準等の見直し)	公助	全部局
非常参集システムの整備・活用 (参集方法の検討)	公助	全部局
災害対策本部長等の登庁方法・連絡方法の明確化及び参集困難時における指揮命令系統の明確化	公助	全部局
非常時連絡表、緊急連絡マニュアルの整備 (毎年度作成)	公助	全部局
宿日直体制の検討 (職員による宿日直実施)	公助	全部局

(2) 職員参集訓練の実践

アクション	役割分担	主担当部局
突発地震時<交通途絶時>の職員参集・配備訓練の実施及び検証 (非常参集訓練1回以上/年)	公助	全部局
緊急初動対策要員の参集訓練の実施及び検討	公助	全部局

(3) 防災関係機関等との連携

アクション	役割分担	主担当部局
防災関係機関相互の連携の強化 (ライフライン協議会等の設置)	公助	地域振興部 警察本部 他関係部局

アクション 26 災害時の情報通信手段の確保

災害時に情報を収集・伝達するためには、情報通信手段の確保が重要です。被害情報の迅速な収集のため、ヘリコプターや高所監視カメラ及び衛星等による収集システムの整備や、防災情報共有システムの整備を進めていきます。また、情報の的確な連絡のため、情報手段の多重化・多ルート化や、携帯電話・電子メール・防災無線等を利用した緊急情報通報システムの整備を進めていきます。

また、防災関係機関相互の情報連絡ネットワークを検討していきます。

具体的なアクション

(1) 被害情報の迅速な収集システムの構築

アクション	役割分担	主担当部局
ヘリコプターからの画像伝送装置の拡充・整備 (簡易型の検討)	公助	地域振興部 警察本部
高所監視カメラ等による被害情報の収集体制の整備 (監視用テレビカメラの整備、火災監視、津波監視等)	公助	地域振興部 警察本部 他関係部局
土砂災害情報相互通報システムの整備等による土砂災害情報の迅速化 (情報伝達装置の整備促進)	公助	地域振興部 県土整備部
防災情報共有システムの強化 (防災情報プラットフォーム整備事業、県内18警察署防災情報システム端末の整備)	公助	全部局
衛星データを利用した広域被災状況把握システムの検討 [新規]	公助	地域振興部 警察本部

(2) 情報連絡システムの整備

アクション	役割分担	主担当部局
高度情報化に対応した県防災行政無線の再整備 [新規]	公助	地域振興部
情報連絡手段の多重化・多ルート化 (ネットワーク構築)	公助	地域振興部 警察本部
市町村防災行政無線等の整備、屋外難聴地域の解消 (無線整備1市町村/年)	公助	地域振興部
携帯電話・電子メール・防災無線等を利用した緊急 情報通報システムの整備	公助	地域振興部 警察本部
衛星を利用した情報連絡システムの整備 (衛星通信車両の導入検討、衛星携帯電話の導入)	公助	地域振興部 警察本部
防災関係機関相互間<県・市町村・警察・消防・自衛隊 - 海上保安庁等>の情報連絡ネットワークの検討	公助	地域振興部 警察本部

アクション 27 情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化

被害に関する情報や復旧状況に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市町村や防災関係機関との災害情報収集・連絡体制を強化していきます。また、防災ボランティア・自主防災組織等との連携による情報収集体制についても検討していきます。

具体的なアクション

(1) 被害情報等の迅速な収集連絡体制の強化

アクション	役割分担	主担当部局
警察、消防、自衛隊、海上保安庁との災害情報収集・連絡体制の強化	公助	地域振興部 警察本部
市町村・防災関係機関との災害情報収集・連絡体制の強化(東海道路震災情報共有システムの整備等)	公助	全部局
防災ボランティア・自主防災組織・消防団等との連携による情報収集 (地域情報通信員の検討)	共助 公助	生活部 地域振興部
防災行政無線の活用方法の徹底	公助	地域振興部
緊急地震被害推定システムの検討	公助	地域振興部

アクション 28 災害対策本部運営体制の充実強化

災害対策本部は災害対策活動の中核となる組織です。災害対策本部が有機的に機能するよう、施設・設備の耐震性の強化及び各種設備の整備を行うとともに、業務の明確化、組織間の連携強化を推進していきます。
また、市町村においては、防災関係業務従事者の人材不足の問題があり、防災専門職の設置によって防災力を強化していきます。

具体的なアクション

(1) 災害対策本部等の設備強化

アクション	役割分担	主担当部局
非常用電源などの代替ライフラインの整備 (庁舎等の非常用電源等の整備検討)	公助	総務局 地域振興部 警察本部
災害対策本部室等の機能強化	公助	地域振興部
災害対策車両等の整備促進	公助	地域振興部

(2) 災害対策本部運営体制の強化

アクション	役割分担	主担当部局
災害対策本部運営マニュアル・システムの整備	公助	地域振興部
本部事務分掌の見直し	公助	全部局
市町村や現地災害対策本部への職員派遣体制の整備	公助	総務局 地域振興部
緊急初動対策要員の実働能力の向上	公助	地域振興部
防災業務経験職員の活用検討 [新規]	公助	地域振興部

(3) 災害活動に備えた備蓄等の実施

アクション	役割分担	主担当部局
災害対策本部職員用物資の備蓄 (計画的に実施)	公助	総務局 地域振興部 出納局 警察本部
災害対策活動用物資・資機材の備蓄 (防災倉庫、備蓄燃料等の整備)	公助	全部局

(4) 市町村の防災力強化

アクション	役割分担	主担当部局
市町村の防災力の診断 (1回程度/隔年) [新規]	公助	地域振興部
市町村における防災専門職設置の促進 [新規]	公助	地域振興部

アクション 29 地域全体による救助活動体制の充実強化

阪神・淡路大震災では老朽木造建物の倒壊等により多くの要救助者が発生しましたが、その大半が家族や近隣住民等により救出されており、大規模地震災害時には地域連携による救助活動が重要となります。

地域での救助活動を円滑に実施するため、救助資機材を整備するとともに、訓練の実施等によって警察・消防の救助活動能力の向上、消防団や自主防災組織を中心とした住民の救助活動能力の向上を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 救助資機材の整備等

アクション	役割分担	主担当部局
救助資機材の充実 (毎年度計画的に実施)	公助	地域振興部 警察本部
消防団、自主防災組織や住民が使える救助資機材の整備	自助 共助	地域振興部
救助車両の整備 (消防救助工作車・はしご車/5台程度、資機材搬送用車両、部隊員輸送車両、災害情報収集車両等の配備)	公助	地域振興部 警察本部
民間機関の協力等により迅速な大型重機・必要資機材の調達・確保ができる体制づくり [新規] 緊急消防援助隊/全消防本部)	公助	地域振興部

(2) 救助体制の充実強化

アクション	役割分担	主担当部局
倒壊建物からの模擬救助訓練の実施 (2 回程度/年)	共助	地域振興部 警察本部
救助隊員の育成強化や様々な状況における訓練の実施 (2 回程度/年)	公助	地域振興部 警察本部
地域の自主防災組織、消防団、地域住民等による負傷者搬送・救助体制の整備	共助	地域振興部 警察本部
緊急消防援助隊、広域緊急援助隊<警察>、自衛隊、消防、海上保安庁、医療機関等との連携強化 (連絡会 1 回程度/年)	公助	全部局

アクション 30 医療救護体制の充実強化

緊急医療を迅速に推進するため、医療救護マニュアルの見直し、トリアージ体制等の整備などによる医療救護体制の整備、医薬品等の備蓄等を促進していきます。

多くの負傷者が発生する状況下では医療機関の混乱が想定されるため、地域での応急手当実施体制を確立していきます。また、遺体の検視・検案処理体制についても医師会等との連携やマニュアル化等によって整備を進めていきます。

具体的なアクション

(1) 医療備蓄等の促進

アクション	役割分担	主担当部局
医療機関等における医薬品、食料・飲料水の備蓄	共助 公助	健康福祉部 環境部
医薬品等の調達体制の整備 (年度更新の促進)	共助 公助	健康福祉部
医療施設における代替ライフラインの整備	公助	健康福祉部

(2) 医療救護体制の確立

アクション	役割分担	主担当部局
医療救護マニュアルの作成	公助	健康福祉部
災害拠点病院における防災行政無線の整備等連絡体制の確立	公助	健康福祉部 地域振興部
医療機関間等の情報連絡手段の多重化・多ルート化 [新規]	公助	健康福祉部
医療救護班の編成体制の整備	共助 公助	健康福祉部
傷病者搬送車両等の確保 [新規]	共助 公助	健康福祉部 地域振興部
傷病者収容場所<仮設病院>の確保 [新規]	共助 公助	健康福祉部 地域振興部
広域搬送体制の整備、広域救護マニュアルの作成 (医療救護マニュアルにて対応)	公助	健康福祉部 地域振興部
ヘリポートの整備及びヘリコプター運用計画の検討 (大規模災害時ヘリポートの指定)	共助 公助	健康福祉部 地域振興部 警察本部
トリアージ体制の整備 (災害医療セミナーでトリアージ訓練を実施し 20 名の災害医療従事者の養成/年)	公助	健康福祉部 地域振興部
院内患者の避難体制の整備	自助 共助 公助	健康福祉部
医療スタッフの確保及び医療機関・医療専門家との連携強化	共助 公助	健康福祉部

災害医療コーディネーター派遣機関との連絡体制の構築		公助	健康福祉部
現地救急医療対策本部の設置検討	[新規]	共助 公助	健康福祉部

(3) 地域での医療救護活動の促進

アクション	役割分担	主担当部局
自宅、自主防災組織等での応急手当実施体制の確立、訓練の実施	自助 共助	健康福祉部 地域振興部

(4) 遺体の検視・検案処理体制の確立

アクション	役割分担	主担当部局
医師会等との連携等による応援派遣体制、情報連絡体制の確立 (応援派遣情報連絡を医療救護マニュアルにて作成)	[新規] 公助	健康福祉部 警察本部
検視・検案等対応マニュアルの作成 (医療救護マニュアルの改訂で対応)	[新規] 公助	健康福祉部 警察本部
検視・検案用装備資機材の整備 (X線レントゲン装置等の整備)	公助	警察本部
遺体収容施設等の確保 (連絡会議開催1回程度/年)	公助	地域振興部 警察本部

アクション 31 消防活動の促進

大規模地震が発生した場合には（特に火気使用の多い夕方等の時間帯）広域的に火災が同時多発する状況が想定されます。日頃からの訓練によって消防職員・団員の能力の向上を推進するとともに、耐震性貯水槽・消防自動車等の整備等による消防力の強化を進めます。また、出火防止のため、関係機関等と連携して啓発活動を推進し、地域住民による消火活動を進めるための訓練等を支援していきます。

具体的なアクション

(1) 消防力の強化

アクション	役割分担	主担当部局
消防職員、消防団員の訓練の充実 (消防学校教育修了者1700人程度/年)	公助	地域振興部
消防団員、自主防災組織の消防力の確保 (消防団用消防ポンプ自動車等40台程度)	共助 公助	地域振興部
消防団員への処遇改善	公助	地域振興部
耐震性貯水槽、消防自動車等の整備 (耐震性貯水槽等340箇所程度/5箇年・消防ポンプ自動車等70台程度)	公助	地域振興部
井戸や自然水利等の有効活用とそのための施設整備	自助 共助 公助	農林水産商工部 地域振興部 県土整備部

(2) 火災予防の徹底及び出火の防止等

アクション	役割分担	主担当部局
日頃からの防火意識、初期消火意識の普及啓発	自助 共助	地域振興部
街頭消火器の設置促進	自助 共助	地域振興部
消防機関及びビル関係者による雑居ビルの防火管理の徹底	自助 公助	地域振興部
住宅防火対策推進協議会による高齢者世帯等への住宅防火意識の普及	自助	地域振興部
防火絵画、防火習字表彰による小中学生への防火意識の普及	自助	地域振興部

(3) 助け合いによる延焼防止

アクション	役割分担	主担当部局
バケツリレーなどによる地域住民による消火活動体制の確立、消火訓練の実施	自助 共助	地域振興部

アクション 32 避難対策の促進

阪神・淡路大震災では自宅建物の損壊やライフラインの停止によって多くの方が避難者となりました。民間施設の活用も視野に入れ、被災状況に対応した安全な避難場所・避難所の確保や避難路の整備を推進していきます。

また、日頃から避難場所・避難所の周知徹底を行い、的確な避難誘導が行われるよう体制を作りあげていきます。

具体的なアクション

(1) 避難場所・避難所等の整備

アクション	役割分担	主担当部局
避難所の安全確保のための再点検、耐震化 (耐震化促進のため公共施設の耐震診断補助 400 棟程度)	共助 公助	健康福祉部 地域振興部 県土整備部
避難場所・避難所の収容可能人員の把握	共助 公助	健康福祉部 地域振興部
避難場所、避難所の適正配置の検討 (津波への配慮も検討)	自助 共助	健康福祉部 地域振興部
避難場所等広場となる公園等の維持管理・整備 <既存施設の避難場所への指定も含めて> (6 県営都市公園)	共助 公助	環境部 地域振興部 県土整備部
避難者に対する備蓄促進<避難場所等での備蓄施設の整備等>	共助 公助	地域振興部 県土整備部
長期避難を想定した避難所の整備 (空き教室改修等の支援) [新規]	共助 公助	地域振興部 教育委員会
避難所施設管理者との事前協定締結の促進 [新規]	共助 公助	地域振興部
公共施設の避難所<場所>としての活用推進	共助 公助	生活部 地域振興部 県土整備部 他関係部局
避難路の整備	公助	地域振興部 県土整備部
民間施設の避難所としての活用推進	共助 公助	地域振興部

離島居住者の避難のための船舶の有効活用 (海運事業者等との協定締結)	[新規]	自助 共助 公助	地域振興部 警察本部
---------------------------------------	------	----------------	---------------

(2) 避難誘導體制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
住民・観光客への避難場所・避難所の周知徹底 (観光連盟、観光協会との連携)	自助 共助	農林水産商工部 地域振興部 警察本部
迅速な避難誘導體制の見直し	自助 共助 公助	地域振興部 警察本部
警戒宣言発令時における避難対象地区の自家用車の 避難を含めた取るべき処置の検討	[新規] 自助 共助	地域振興部 警察本部

アクション 33 避難所運営体制の整備

大規模地震が発生した場合には、多数の避難者が避難所での生活を余儀なくされることが想定されるため、市町村・自主防災組織・防災ボランティア等が連携して、避難者に配慮した円滑な避難所運営体制を確立していきます。特に、介護支援者の確保等により、災害時要援護者に配慮した体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 避難所運営体制の強化

アクション	役割分担	主担当部局
避難所運営マニュアルの整備 (避難所運営指針の作成)	自助 共助 公助	健康福祉部
介護支援者の確保等による災害時要援護者への対応	[新規] 共助 公助	健康福祉部 地域振興部
防災ボランティア・自主防災組織・消防団等による 避難者把握・連絡体制の確立	自助 共助	地域振興部

アクション 34 帰宅困難者対策の促進

警戒宣言が発令された場合、地震防災対策強化地域を中心として鉄道、バス等の公共交通機関が停止することが想定されます。また、県では隣接県等へ通勤している人が多いため、昼間の時間帯に地震が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生するおそれがあります。日頃から帰宅困難者心得の普及啓発を進めるとともに、帰宅手段の検討や、携帯電話等を利用した情報提供体制の確立を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 帰宅困難者対策

アクション	役割分担	主担当部局
隣接県等滞留先との連携強化	[新規] 共助 公助	地域振興部
帰宅困難者心得の普及啓発	[新規] 自助 共助	地域振興部
産官学による帰宅手段・方法及び支援拠点等の検討	[新規] 自助 共助 公助	地域振興部
携帯電話を含めたIT機器、テレビ、ラジオ等多様な手段による帰宅困難者への情報提供の促進 (防災情報プラットフォーム整備事業)	[新規] 自助 共助 公助	地域振興部

アクション 35 広域的な防災拠点機能の整備

大規模地震が発生した場合には被害は全県に及ぶだけでなく、複数県にわたって被災する可能性があります。広域的な災害に備え、自衛隊や警察、消防等の応援部隊の集結場所や、救援物資の集積場所となる広域防災拠点機能を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 拠点等の整備

アクション	役割分担	主担当部局
船舶を利用した造水・食料提供・避難・指令等の海洋防災拠点機能の検討 [新規]	公助	地域振興部
広域防災拠点の整備 (2箇所)	公助	地域振興部
緊急輸送道路ネットワークの整備 (路線整備率 90%程度<2010年度目標>、同県管理の橋梁補強 100%<2010年度目標>)	公助	地域振興部 県土整備部

アクション 36 広域応援体制の充実強化

大規模地震が発生した場合には複数県に及ぶ被害が発生することが予想されることから、広域的な応援体制が必要であると考えられます。防災体制に係る組織等の標準化、県・市町村を越える広域防災活動方針の検討及び広域輸送等の迅速・的確な実施体制の整備等を確立していきます。

具体的なアクション

(1) 組織等の標準化

アクション	役割分担	主担当部局
防災体制に係る組織等の標準化の検討 [新規]	公助	地域振興部他

(2) 応援要請・受入体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
広域的な地震災害が発生した場合の行動手順等を明確にした広域防災活動方針の検討 [新規]	公助	地域振興部
実効的な広域応援協定の見直し (具体的な応援受入・提供体制の検討<国への要望を含む>)	公助	全部局
広域応援に関する想定訓練の実施	公助	全部局
がれき等災害廃棄物処理に関する広域的連絡・支援体制の検討	公助	全部局
広域応援協定による飲料水の確保 (水道災害広域応援協定の運用体制の強化、県連絡会議2回程度/年)	公助	環境部 企業庁
陸・海・空の代替路線を考慮した広域的緊急輸送体制の検討 [新規]	公助	地域振興部
緊急消防援助隊受援計画の策定	公助	地域振興部
広域応援協定締結府県市等との連携強化(会議3回程度/年)	公助	地域振興部

アクション 37 公共土木施設の応急復旧対策の促進

緊急輸送を迅速に実施するためには、密接に関連する道路等の公共土木施設を早期に復旧させる必要があります。応急復旧資機材の整備や、建設事業者・砂防ボランティア等との連携による被災状況の早期点検、初動対応マニュアルの作成による作業の迅速化を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 早期復旧体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
道路等の応急復旧資機材の整備促進	公助	県土整備部
被災状況の早期点検体制の確立 (砂防ボランティア等の活用を 検討)	公助	県土整備部
建設事業者等との協定締結の促進	公助	県土整備部
初動対応マニュアルの作成	公助	県土整備部
応急復旧資機材及び要員の投入の迅速化	公助	県土整備部

アクション 38 緊急交通路の確保等、交通対策の促進

災害時の緊急輸送等の交通手段を確保するため、交通障害情報を早期に把握し、迅速かつ的確な交通規制等の交通対策を実施するとともに、要員の効率的な配備を行い、広範な規制措置等の交通対策を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 災害に強い交通管制システムの構築

アクション	役割分担	主担当部局
交通管制センター等施設の耐震化 (交通管制センターの中央装置等の高度化)	公助	警察本部
交通監視カメラ等交通管理機器の整備 (監視用テレビカメラの整備)	公助	県土整備部 警察本部

(2) 発災時及び警戒宣言発令時における交通規制活動の強化

アクション	役割分担	主担当部局
交通障害等被災情報の早期収集システムの拡充 (集中制御信号機等の整備更新による管制エリアの拡大)	公助	県土整備部 警察本部
実効ある交通規制実施のための災害対策用交通施設 及び資機材の整備 (交通規制対策資機材の整備)	公助	県土整備部 警察本部
広域緊急交通路確保対策の促進 (自動起動型電源付加装置の充実)	公助	県土整備部 警察本部
緊急通行車両に係る確認手続の迅速化 (検討会2回程度/年)	公助	地域振興部 警察本部

(3) 効率・効果的な交通対策の実施

アクション	役割分担	主担当部局
交通規制情報等の広報手段の整備 (交通情報板等の相互利用)	公助	地域振興部 県土整備部 警察本部
発災時における運転者のとるべき措置の周知徹底 と、混雑防止対策の推進	公助	地域振興部 県土整備部 警察本部
道路管理者等関係機関との連携強化	公助	地域振興部 県土整備部 警察本部

広域緊急援助隊 警察:交通部隊 の受け入れ、運用体制の整備	公助	警察本部
交通整理誘導に係る警備業者等の活用	公助	警察本部

アクション 39 緊急輸送対策の促進

大規模地震が発生した場合には、食料や生活必需品等の緊急物資の輸送需要が発生します。緊急物資を円滑に輸送するため、ヘリポート等の輸送拠点を整備するとともに、緊急輸送道路の見直し等による緊急輸送対策を推進していきます。

家庭や事業所等による備蓄の推進や、災害時の緊急物資輸送について関係機関との連携を強化していきます。

具体的なアクション

(1) 拠点等の整備

アクション	役割分担	主担当部局
ヘリポートの整備促進 (津波への配慮含む)	公助	地域振興部 警察本部
防災拠点等の整備	公助	地域振興部 県土整備部
燃料補給基地の整備促進、燃料<車両用・航空用>の備蓄促進	公助	地域振興部 警察本部

(2) 緊急輸送体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
緊急輸送道路の見直し、代替輸送路の検討 (東海道路震災情報共有システムの整備)	公助	地域振興部 県土整備部 警察本部

(3) 県民による食料等の備蓄

アクション	役割分担	主担当部局
家庭・事業所における食料・生活必需品の備蓄促進	自助 共助	健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部

(4) 緊急物資の確保

アクション	役割分担	主担当部局
県・市町村による備蓄促進、備蓄計画の見直し	公助	総務局 健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部
緊急物資調達に係る協定の見直し (実効性を高めるため)	共助 公助	生活部 健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部
民間輸送業者・調達先業者との連携強化<発災時の具体的な輸送方法の確認、定期的な調達可能量の確認等> (米:数回数量確認/年、生活必需物資:1回程度数量確認/年)	共助 公助	生活部 健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部
海運事業者等との災害時の物資輸送等に係る連携強化 [新規]	共助 公助	地域振興部
緊急物資輸送マニュアルの作成 (的確なルート検討等)	公助	生活部 健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部
被災者の時系列ニーズを考慮した緊急物資調達計画の検討 [新規]	公助	生活部 健康福祉部 農林水産商工部 地域振興部

アクション 40 飲料水等の確保対策の促進

大規模地震が発生した場合には、上水道施設の損壊による長期間の断水が想定されます。飲料水は日頃から3日分程度(1人1日3ℓ)の家庭内備蓄を推進するとともに、応急給水に必要な資機材や給水タンク車の整備及び飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を促進していきます。

具体的なアクション

(1) 県民による飲料水の備蓄

アクション	役割分担	主担当部局
家庭・事業所における飲料水の備蓄促進 (市町村と連携、啓発の促進)	自助 共助	環境部 地域振興部

(2) 飲料水等の確保

アクション	役割分担	主担当部局
応急給水資機材の必要量の検討 (9箇所の応急給水設備の検討整備、市町村との連携促進)	公助	環境部 地域振興部 企業庁
給水タンク車の整備促進 (市町村との連携促進)	公助	環境部
飲料水兼用耐震性貯水槽の整備促進 (市町村との連携促進)	公助	環境部 地域振興部
井戸や自然水利等の活用促進<予備水源の確保> (市町村との連携促進)	自助 共助 公助	環境部 地域振興部
濾水器等の整備促進 (県営発電所内での簡易炊飯用の給電・浄水設備の整備、市町村との連携促進)	公助	環境部 企業庁

アクション 41 ライフライン対策の促進

大規模地震が発生した場合には電力・都市ガス・上下水道・電話といったライフラインの機能支障が発生すると想定されます。ライフライン機能は県民の生活に密接に関係するものであり、早期の修復が必要です。ライフライン関係機関との連携を強化し、ライフライン施設の耐震対策や資機材の整備等事前対策を推進し、発災後の早期復旧体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) ライフライン施設の耐震化

アクション	役割分担	主担当部局
上水道・下水道・工業用水道・ガス施設の耐震化促進<管の敷設替え等> (水管橋の耐震化<水道 15 橋程度、工業用水 14 橋程度>、工業用水道の幹線配水管の複線化(二条化)補助事業を活用した処理場及び幹線管渠等の整備促進)	公助	環境部 地域振興部 県土整備部 企業庁
電線類の地中化、共同溝化の促進	公助	県土整備部
ライフライン施設の分散、バックアップ施設の整備	公助	地域振興部

(2) ライフライン関係機関との連携強化

アクション	役割分担	主担当部局
ライフライン関係機関との連絡体制の強化 (ライフライン企業連絡会議の設立及び連絡会議 1 回程度/年、関係市町村連絡会 2 回程度/年)	公助	環境部 地域振興部 県土整備部 企業庁
復旧応援職員の派遣要請・受入体制の確立 (ライフライン企業連絡会議において検討)	公助	地域振興部

(3) 早期復旧体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
施設の早期点検・復旧体制< 復旧に必要な資機材の確保、常時の調査・点検、早期状況把握体制、連絡体制等 > の確立 (情報伝達訓練の実施 1 回程度/年、県営水道復旧資機材の備蓄)	公助	環境部 地域振興部 県土整備部 企業庁
復旧作業者の養成及び民間業者等との連携体制の確立 (民間業者等の連絡体制の整備) [新規]	公助	地域振興部 県土整備部 企業庁
ライフラインの被災及び復旧状況に係る情報の一元化	公助	地域振興部 県土整備部
市町村ライフライン支援プログラムの策定	公助	地域振興部 県土整備部

アクション 42 県民等への広報活動の促進

大規模地震が発生した場合には必要な情報を県民が得ることができなくなる事態が考えられます。地震直後から被害情報、ライフライン復旧情報、安否情報等を迅速に提供し、県民の生活・こころの安定を目指していきます。また、防災関係機関と住民・ボランティア・NPO等との間での双方向的な情報連携を推進し、迅速かつ的確な情報の収集及び広報(共有化)を行うために、ITを活用した防災情報収集・広報システムを構築していきます。

具体的なアクション

(1) 広報手段の確保

アクション	役割分担	主担当部局
多機関を結ぶ防災情報システムの整備、機能拡充	共助 公助	地域振興部 警察本部
インターネット、携帯電話、テレビ、ラジオ、同報無線等多様な手段を使った広報システムの促進 (防災情報プラットフォーム整備事業)	自助 共助 公助	総合企画局 地域振興部 警察本部
広報車両の整備	公助	地域振興部 警察本部

(2) 広報体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
あらゆるメディアに対応した災害時の広報のあり方の検討 [新規]	公助	総合企画局 地域振興部
避難所における情報提供体制の整備 [新規]	自助 共助	総合企画局 地域振興部
災害時広報マニュアルの整備 [新規]	公助	総合企画局 地域振興部

アクション 43 し尿・ごみ・がれき対策の促進

大規模地震が発生した場合には、道路復旧の長期化等によるし尿・ごみの回収遅れ等により、避難所内などの衛生環境が悪化する事態が想定されます。また、社会的混乱による衛生環境の悪化も想定されます。し尿・ごみ・がれき処理施設の耐震化等を促進するとともに、関係団体との連携による処理体制の整備を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 施設等の確保

アクション	役割分担	主担当部局
し尿、ごみ、がれき処理施設の耐震化促進 [新規]	公助	環境部
がれき仮置場の整備促進 [新規]	共助 公助	環境部

(2) 処理体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
し尿、ごみ、がれき処理対策マニュアルの作成 [新規]	公助	環境部
仮設トイレの備蓄促進	自助 公助	環境部 地域振興部
廃棄物処理の関係団体との応援協定の締結促進 [新規]	共助 公助	環境部
し尿・ごみ・がれき処理に係る応援体制の整備<車両の確保支援含む> [新規]	共助 公助	環境部
被災建築物の解体マニュアルの作成 [新規]	公助	県土整備部
環境に配慮した処理対策の検討 [新規]	自助 共助 公助	環境部

アクション 44 応急危険度判定等の体制整備

大規模地震が発生した場合には多くの被災建築物・宅地が発生すると想定されることから、継続使用可否等についての的確に判断する被災建築物・宅地の応急危険度判定士を育成していきます。また、応急危険度判定士等の支援受入・連携体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 応急危険度判定実施体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
応急危険度判定士の育成 (2,000名養成)	公助	県土整備部
被災宅地危険度判定士の育成 (150名を2010年度までに養成)	公助	県土整備部
応急危険度判定士等の支援受入・連携体制の整備 (各被災建築物応急危険度判定協議会との連携、体制整備)	共助 公助	県土整備部
応急危険度判定マニュアルの作成 (協議会が定めた応急危険度判定業務に基づくマニュアルの作成)	公助	県土整備部

アクション 45 応急住宅の確保対策の促進

建物倒壊や火災等によって自宅を失い、自力で再建することができない被災者に対して、迅速に応急仮設住宅の建設や公営住宅への一時入居等の体制を推進していきます。また、関係機関との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる組織体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 被災者住宅の確保

アクション	役割分担	主担当部局
住宅応急対策マニュアルの作成 (応急仮設住宅・住宅の応急修理・被災住宅居住者に対する相談の各マニュアル作成) [新規]	公助	健康福祉部 県土整備部
応急仮設住宅の関係機関との連携強化 (市町村連絡会議 1 回程度/年) [新規]	共助 公助	県土整備部
応急仮設住宅建設可能用地の検討 (市町村連絡会議 1 回程度/年)	共助 公助	健康福祉部 県土整備部
公営住宅の整備促進及び災害時の空き部屋の提供 (マニュアル作成時に検討)	共助 公助	県土整備部

アクション 46 教育再開体制の整備

小中学校等は災害時に避難所として使われる場合が多く、避難所の閉鎖や運動場の使用再開が遅れ、教育再開に影響を及ぼすことも考えられます。

災害時における児童・生徒の安全確保を推進するとともに、教職員に対する防災研修を充実していきます。また、学校教育を再開する支援体制についても整備していきます。

具体的なアクション

(1) 災害時の緊急対応の徹底

アクション	役割分担	主担当部局
学校防災マニュアルの作成及びそれに基づく対応促進 (地域の状況に応じたマニュアルの整備及びマニュアルに基づいた訓練の実施 1 回程度/年)	自助 共助	生活部 教育委員会
発災時及び警戒宣言時の児童・生徒の安全確保、避難あるいは帰宅方法に関する検討及び保護者への周知 (通学路の危険個所把握、保護者・地域との連携強化)	自助 共助	生活部 教育委員会
教職員に対する防災教育・研修の推進 (普通救命研修の実施及び校外・校内研修の充実)	自助 共助	生活部 教育委員会

(2) 教育再開体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
学校教育再開マニュアルの作成 (指針作成及び地域の実情に応じて各校作成) [新規]	自助	生活部 教育委員会
児童生徒へのこころのケアに関する知識の教職員研修	自助	生活部 教育委員会
広域的な学校間の教育支援体制の整備 [新規]	自助	生活部 教育委員会

アクション 47 被災者の健康・こころのケア対策の促進

長期の避難生活、震災によるショックや将来の生活再建の不安等から、ストレス・疲労・睡眠不足等によって病気になったり、持病が悪化したり、精神的にダメージを受けたりする場合があります。健康診断実施体制や健康相談窓口を整備する等保健衛生に関する体制を整備するとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等こころのケアのための体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 健康衛生体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
保健指導マニュアルの作成（平成15年度作成） [新規]	共助 公助	健康福祉部
健康診断実施体制の整備 [新規]	自助 共助 公助	健康福祉部
災害時食品衛生管理体制の整備	共助 公助	健康福祉部

(2) 健康相談とこころのケア体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
健康相談窓口の設置体制の整備 [新規]	自助 公助	健康福祉部
在宅被災者家庭や学校へのこころのケア訪問体制の整備 [新規]	共助 公助	健康福祉部 教育委員会

(3) こころのケア対策の促進

アクション	役割分担	主担当部局
こころのケアマニュアルの作成 [新規]	共助 公助	健康福祉部
こころのケアに対する人材の育成 （15人のアドバイザー養成/年） [新規]	自助 共助 公助	健康福祉部

アクション 48 生活相談の充実強化

災害時における生活再建に関する情報、雇用情報等に関する問い合わせに対応するため、被災者のニーズに応じた生活相談窓口の設置や生活相談マニュアルの整備を推進していきます。

具体的なアクション

(1) 相談窓口の開設

アクション	役割分担	主担当部局
生活再建等に関する総合相談窓口の開設 （ハンドブックの作成） [新規]	自助 公助	健康福祉部 地域振興部
生活相談マニュアルの作成 [新規]	公助	生活部 健康福祉部
雇用情報提供窓口の設置 [新規]	自助 公助	生活部

アクション 49 被災者救援・生活支援対策の推進

地震により生活基盤に著しい被害を受けた被災者等、支援を必要としている人に対して、被災者の経済的能力、被害状況等に応じた多様な生活支援策を検討していきます。また、被災者への救援・生活支援が迅速に行えるよう、支援体制を整備していきます。

具体的なアクション

(1) 支援体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
被災者生活再建支援制度等の周知 [新規]	自助 公助	健康福祉部 地域振興部
被災者のニーズに沿った救援・生活再建支援策の検討 [新規]	自助 公助	健康福祉部 地域振興部
災害時事務処理マニュアルの整備 [新規]	公助	健康福祉部 地域振興部
義援金品等の募集・配分方法の検討 [新規]	公助	健康福祉部 地域振興部
災害時要援護者に対する支援策の検討 [新規]	自助 公助	健康福祉部 地域振興部
被害認定担当職員の研修の充実強化 [新規]	公助	健康福祉部 地域振興部

アクション 50 震災復興体制の整備

震災により甚大な被害を受けた場合、速やかに復興する必要があります。震災復興をあらかじめ考慮した都市復興マニュアルや生活復興マニュアルを作成し、震災復興体制を整備していきます。また、被災した中小企業に対しての災害復旧資金貸付に対する検討を行っていきます。

具体的なアクション

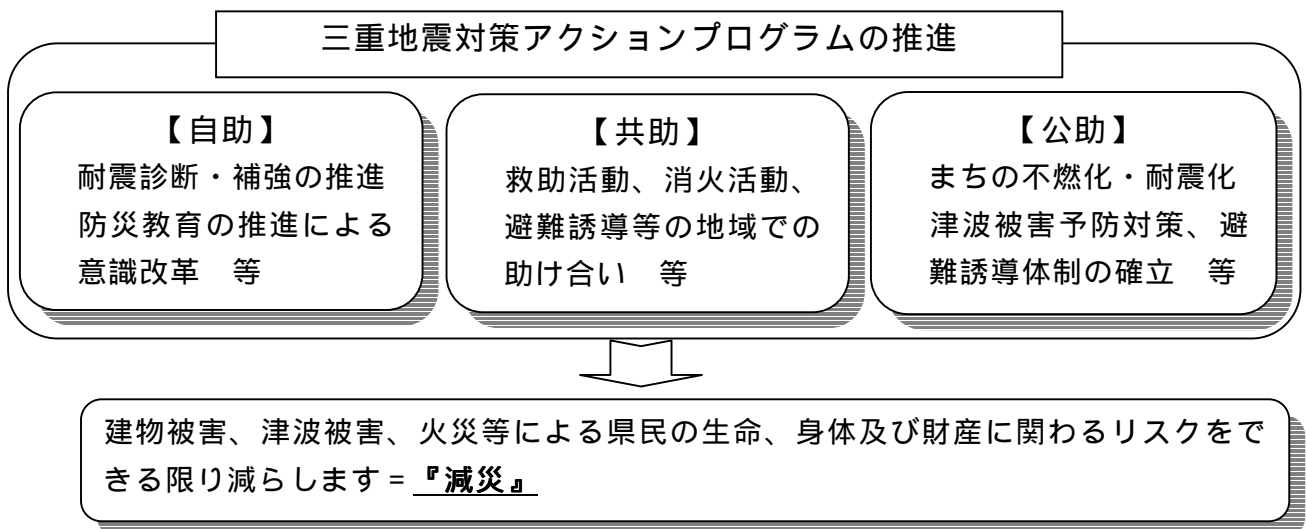
(1) 震災復興体制の整備

アクション	役割分担	主担当部局
都市復興マニュアルの作成 [新規]	公助	全部局
生活復興マニュアルの作成 [新規]	共助 公助	全部局

第4 三重地震対策アクションプログラムの推進による減災効果の評価

(1) アクションプログラムの推進による減災の考え方

三重地震対策アクションプログラムは、有する資源を最大限、有効に活用して、県民の生命、身体及び財産に関する地震災害による被害をできる限り減らしていこうとする『減災』という考え方に基づき、5つの基本理念及び自助・共助・公助の役割分担等によって進めていきます。



(2) アクションプログラムの推進による減災効果の評価

<アクションの開始に先立ち>

アクションの開始時期・終了時期を設定

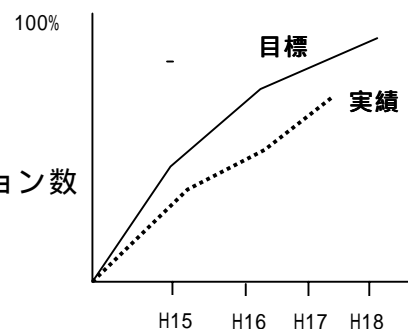
アクションの目標指標を設定（できるだけ定量的に把握できる目標指標を設定）

アクションプログラムの推進

<アクションプログラムの推進による減災効果の評価>

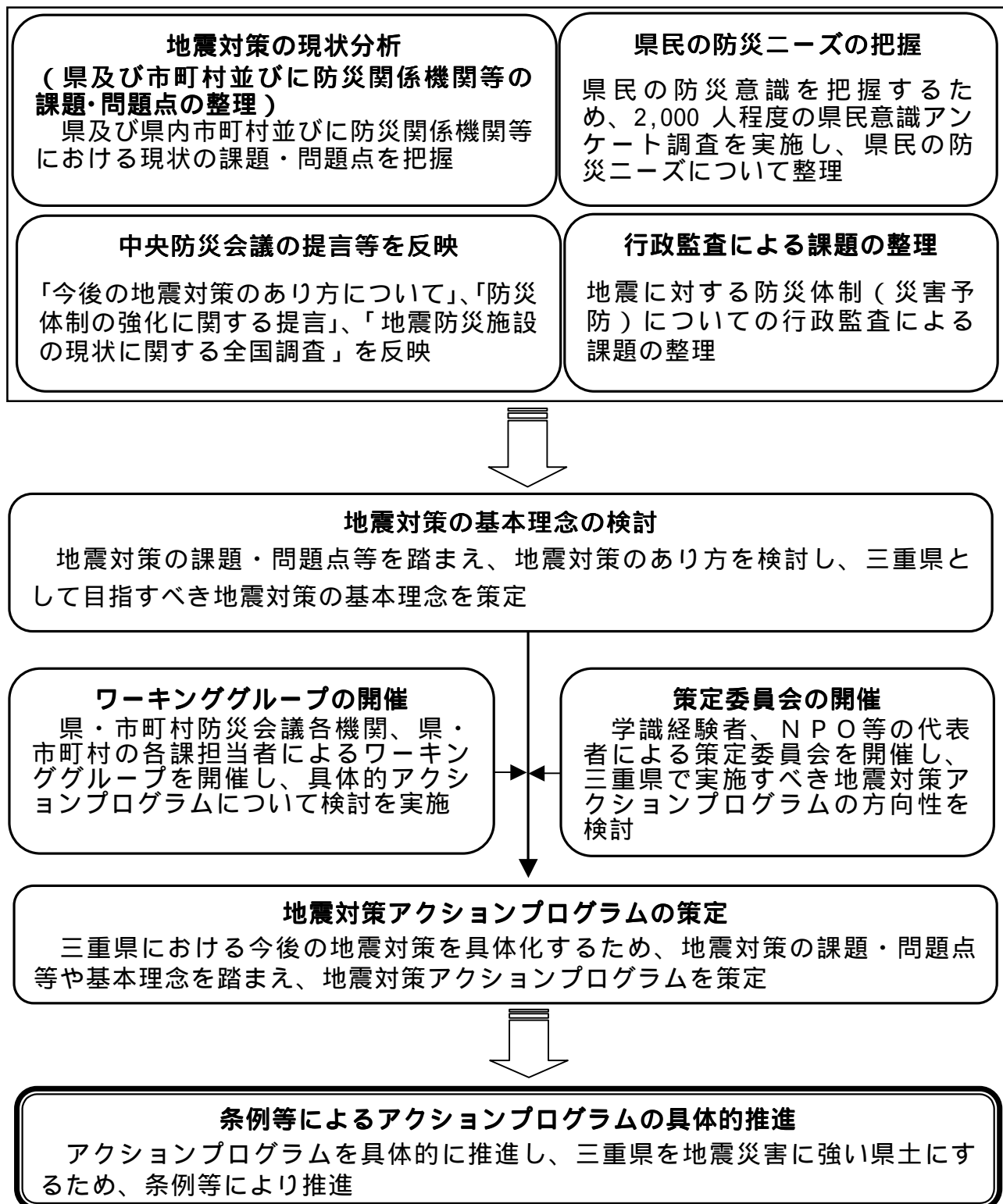
アクションごとに年度実績評価を集計し、全体及び5つの基本理念ごと・役割分担(自助・共助・公助)ごとの目標達成状況の評価します。例えば、自助に関するアクションが進めば、自助意識の向上が図られたことにつながり、自分の身は自分で守ることで減災につながるものと思われます。基本理念ごとあるいは役割分担ごとの達成率が減災効果の度合いを示します。

- ・単年度目標
= 当該年度の目標比重/該当アクション数
- ・単年度達成実績
= 当該年度の目標比重*達成度総合評価/該当アクション数

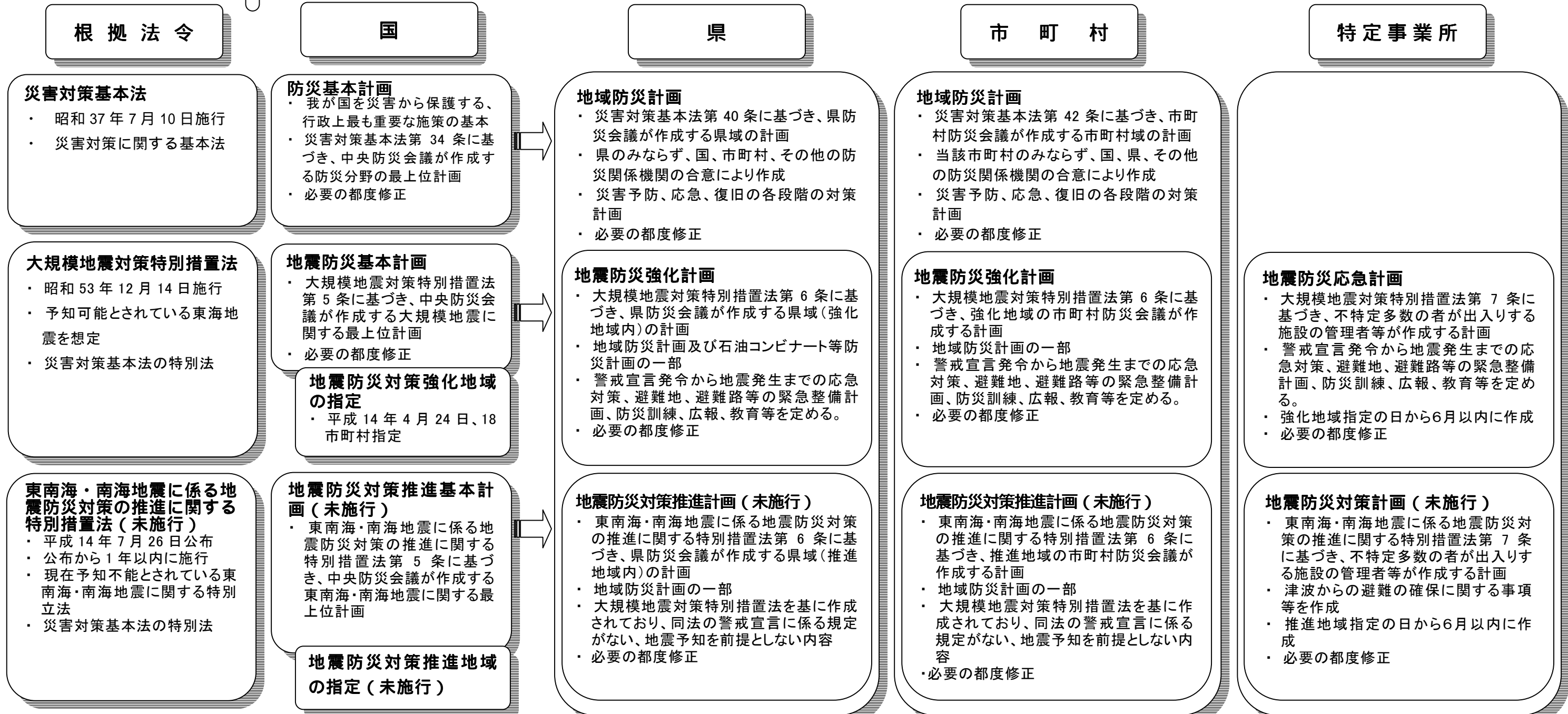


第5 三重地震対策アクションプログラムの検討の流れ

次のような流れで、三重県における今後の地震防災の具体的な施策を検討しました。



地震防災対策に関する諸計画と三重地震対策アクションプログラムとの関係



三重地震対策アクションプログラム

- ・ 三重県地域防災計画の実効性を高め、地震災害に強い県土みえを目指すため、県が実施する地震防災施策を体系化した行動計画
- ・ 三重県地震対策会議及び三重県市町村等地震対策協議会が作成、推進
- ・ 県の地震防災対策の取り組みを県民に示す。
- ・ 緊急度に応じた短期、中長期の 5 力年計画(平成 14 年度から平成 18 年度)

第7 県民意識調査アンケート概要

三重県では4市13町1村が地震防災対策強化地域に指定されたこと、また、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことから、地震対策アクションプログラムを作成する等地震に対する防災体制の強化を図るため、「防災に関する県民意識調査」を実施し、大地震に関する備え・意識等の現状を調査しました。

1. 配布先

県内69市町村から任意に抽出した2,500人に対して郵送配布・郵送回収にてアンケートを実施しました(全県に対して2,000票を配布し、強化地域にはさらに500票を配布)。市町村毎の配布数については、各市町村の世帯数に応じて決定しました。結果、全県及び強化地域に対する配布数、回収数は次のとおりです。

表 アンケート配布数・回収数

地域単位	配布数	回収数	回収率
全 県	強化地域外 1,644 票	強化地域外 787 票	47.0%
	強化地域内 356 票	強化地域内 153 票	
	合計 2,000 票	合計 940 票	
強化地域	500 票	245 票	49.0%

2. 集計結果

集計は全県分と強化地域分の2通りについて行いました。

(全県配布分2,000票の中には強化地域分356票も含まれ、回収分としても全県回収分940票の中に強化地域分153票も含まれます。したがって、強化地域分としての集計結果としては、強化地域に追加配布した500票からの回収分245票に、全県アンケートのうちの強化地域回収分153票を加えた計398票に対して集計を行いました。)

結果としては、全体として強化地域はまだ指定されてから日が浅いこともあり、全県の結果と強化地域の結果の間にはあまり大きな違いは見られませんでした。

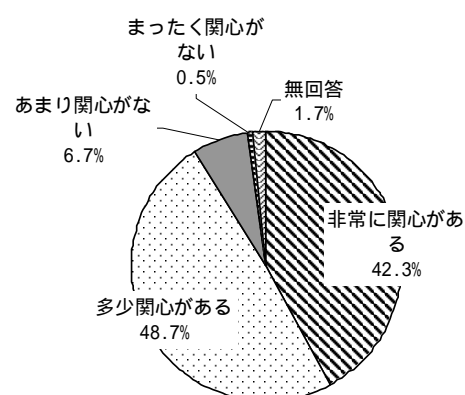
集計結果は以下のとおりです。

(1) 概要

1) 東海地震・東南海地震・南海地震への関心・知識について

東海地震・東南海地震・南海地震の関心度については9割以上の方が関心を寄せています(「非常に関心がある」「多少関心がある」)。全県と比べて、「非常に関心がある」人の割合は強化地域の方が高い傾向にあります

東海地震が起こる可能性については、約4割の人が「いつ起こるのかわからない」と



東海地震・東南海地震・南海地震への関心(全県)

回答しているのに対し、次に多い意見としては「明日起きてもおかしくない」であり、ある程度の切迫性は感じている様子が伺えます。

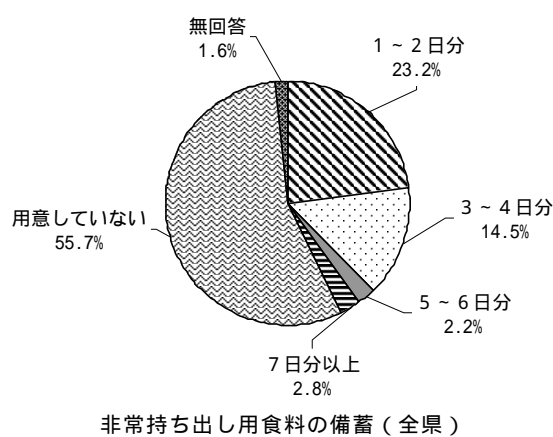
2) 地震発生時に知りたい情報について

大地震時に知りたい情報としては、「地震の規模や余震の情報」が最も多く、次いで「家族や親戚等の安否情報」や「ライフラインの復旧見込み等の状況」です。また、強化地域では全県に比べて「津波発生の有無」に関する関心が高くなっています。

3) 日頃の防災対策について

非常持ち出し用食料については、「用意していない」が過半数となっており、食料備蓄の普及啓発が重要な防災対策です。備蓄をしている家庭でも、「1～2日分」が2割強程度となっています。

飲料水については、「備蓄していない」が過半数となっており、飲料水備蓄の普及啓発が重要な防災対策です。備蓄をしている家庭でも、備蓄目標として必要とされる「3日」以上を備蓄しているのは17%程度となっています。



4) 住まいの地震対策について

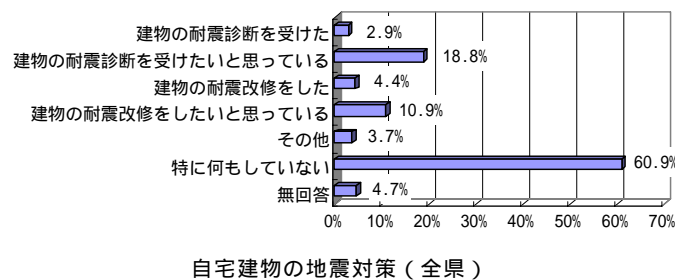
自宅建物の地震対策については、「特に何もしていない」が6割強と最も多く、次いで「建物の耐震診断を受けたいと思っている」が2割程度と多くなっています。

特に、老朽化した旧耐震基準の建物については、大規模地震が発生した場合には被害を受ける可能性が高いため、耐震化を進める必要があります。

家具類の固定については、「固定していない」が6割強と最も多く、「一部固定している」は3割程度です。家具固定対策が進んでいない様子が伺えます。

ブロック塀や門柱の安全性については、「点検していない」が最も多く、次いで「もともとない」が多くなっています。宮城県沖地震の際にはブロック塀の転倒によって多くの人的被害が発生していることから、古いブロック塀については補強を進める、あるいは生垣化を促進することが必要と思われます。

住まいの地震対策として行政に望むこととしては、「耐震改修に要する費用の補助」が最も多く、次いで「耐震診断に要する費用の補助」、「住居の危険度判定の迅速化」があげられています。個人住宅の耐震化は急務の対策であり、対策を

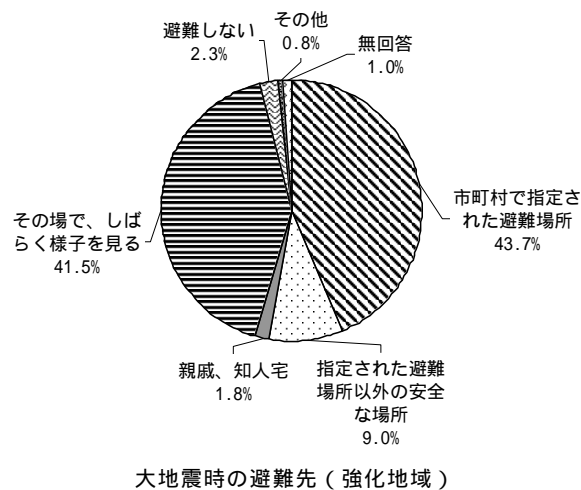


促進する仕組みを検討する必要があります。

5) 避難場所について

避難場所の周知については、自宅付近の指定避難場所を知っている人は7、8割であり、特に津波危険地域や延焼火災危険地域を中心に、知らない人（観光客を含む）への周知が重要です。全県に比べて、強化地域の人の方が若干ながら周知状況は良い結果となっています。

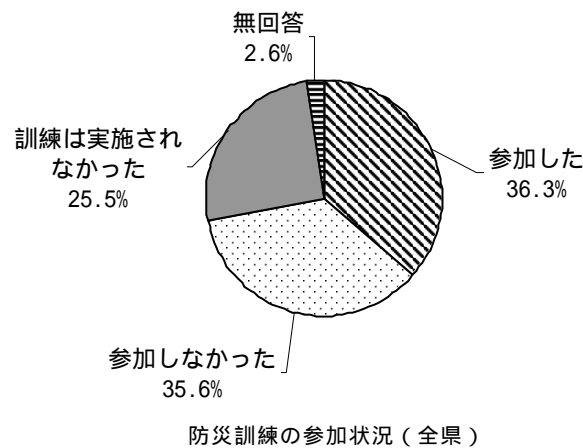
大地震時の避難先については、「市町村で指定された避難場所へ避難する」と「しばらく様子を見る」が多くなっています。特に、津波危険地域では迅速な指定避難場所への避難が行われるよう、自助努力及び地域での連携によって対策を進める必要があります。



6) 地域の防災活動について

地域の防災訓練については、ここ2～3年の間に防災訓練に参加したことがある人は約4割弱となっています。防災訓練は実践的な防災対策を進める効果的な手段であり、防災訓練を毎年実施するとともに参加しやすい仕組みを作る必要があります。

地域防災力を向上させるために重要なこととしては、「地域コミュニティの再構築」が最も多く、次いで「教育を通じた年少時からの防災能力の養成」が多くなっています。最近では、地域コミュニティが崩壊しつつあると言われており、今後とも近所づきあいや地域でのイベントに参加するなどの地域ぐるみの活動を実施するとともに、学校や家庭での防災教育を促進することによって、地域防災力を強化する必要があります。



7) 自主防災組織について

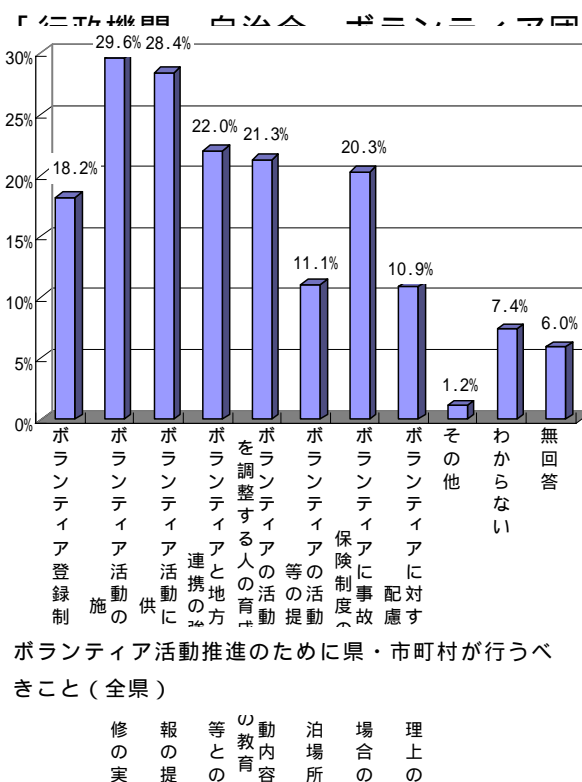
自主防災組織の行うべき活動としては、「消火訓練」が最も多く、次いで「避難訓練」、「応急手当訓練」が多くなっています。実際の災害時にはこうした訓練の経験が活けると考えられるため、今後ともより実践的な防災活動を促進する必要があります。

8) 災害時のボランティア活動について

ボランティア活動への参加については、「体等から要請があれば参加したい」が最も多いが最も多く、次いで「時間に余裕があれば参加したい」となっています。県民がより種々の活動が必要で、

参加したいと思うボランティア活動としては、「避難所における手伝い」が最も多く、次に「家屋の片づけの手伝い」、「救援物資の仕分け・配送」、「高齢者などの災害弱者の介護や移送」があげられます。

災害時のボランティア活動を推進するために県や市町村が行うべきこととしては、「ボランティア活動のための研修の実施」の意見が最も多く、次に「ボランティア活動に必要な情報の提供」が多くなっています。災害時にはボランティア活動は重要であり、ボランティアが効率的に円滑に活動できるような体制を今後とも強化していく必要があります。



9) 大地震発生時の対応や意識について

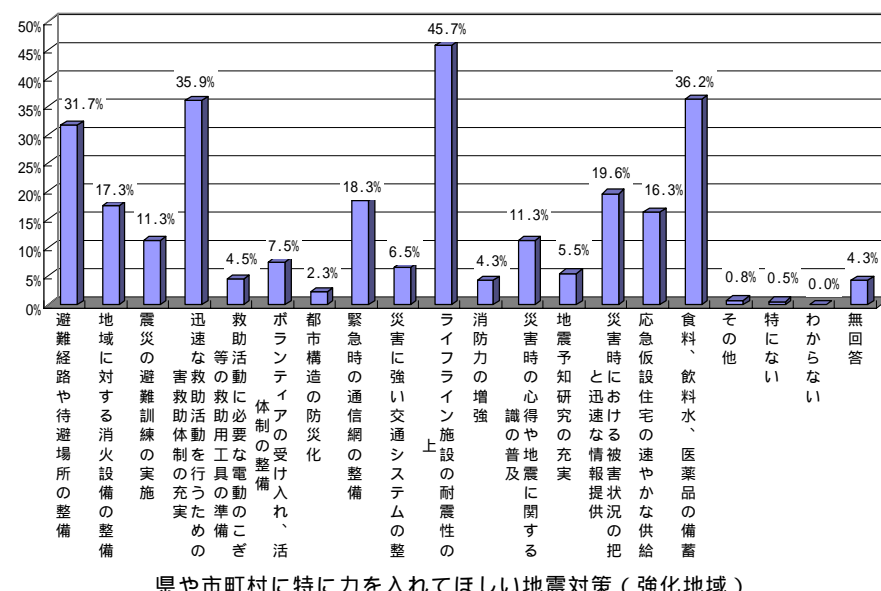
大地震発生時の食料の供給については、「3日間分程度は自分たちで確保すべきと思う」という意見が多くなっています。しかし、食料の家庭内備蓄が進んでいないのが現状であり、家庭内備蓄を促進する必要があります。

救助活動については、近所で下敷き・生き埋となった人が出た場合に、「近所の人と協力して、できる範囲で救助活動をしたい」という意見が圧倒的に多くなっています。阪神・淡路大震災でも、生き埋めになったほとんどの人を家族・近隣の人が助けており、地域での救助活動を円滑に実施するための体制・資機材の備蓄等が必要です。

10) 大地震に関して県

10年前と比べて地域になったと思う」とい必要があります。

県や市町村に特に力を入れている地震対策は「食料、飲料」が最も充実している。



県に比べて、「避難経路や待避場所の整備」や「災害時における被害状況の把握と迅速な情報提供」といった意見が多く、津波に対する危険性を認識した上での傾向と考えられます。

東海地震・東南海地震についてもっと知りたいこととしては、「地域の危険度とその防災対策」が最も多く、次に「警戒宣言時の社会状況の変化」、「住民への情報の伝達方法」が多くなっています。こうした情報を積極的に広報していく必要があります。

11) 東海地震の警戒宣言について

強化地域の指定について、18 市町村が強化地域に指定されたことを知っている人は全県で 67%、強化地域で 79%となっており、まだ「知らない」人も多いため、さらなる周知の徹底が必要です。

第8 三重地震対策アクションプログラム策定体制

1. 三重地震対策アクションプログラム策定委員会

委員（敬称略、五十音順）

今村 寛之	社団法人三重県観光連盟専務理事
奥村 修	志摩町片田自主防災会長
加藤 敏行	西日本電信電話株式会社三重支店長
川合 治	社会福祉法人三重県社会福祉協議会常務理事
河田 恵昭	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長
糸内 利雄	四日市市市民防災隊連絡協議会長
篠原 忠義	三重県中小企業団体中央会事務局長
谷口 繁喜	三重県消防協会長
種田 隆臣	日本赤十字社三重県支部事業推進課長
夏川 輝夫	鳥羽市総務課長
野口 満彦	近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部取締役名古屋営業局長
長谷川直美	日本放送協会津放送局企画総務経理デスク
東 利三	尾鷲市教育委員会教育長
平井 清	三重県警察本部警備部長
福山 薫	三重大学生物資源学部教授
藤田 光一	中部地方整備局三重工事事務所長
藤田 萬豊	総務省消防庁震災対策室長
星合 隆毅	三重県消防長会長
水谷 慎吾	NADみえ代表
諸岡 幹忠	菰野町総務課長
山本 康史	防災ボランティアコーディネーター養成協議会議長
山本 征雄	社団法人三重県身体障害者福祉連合会長
吉住 理	四日市コンビナート地域防災協議会長（昭和四日市石油株式会社四日市製油所常務取締役四日市製油所長）
渡辺 正夫	津地方気象台長
井ノ口輔胖	三重県地域振興部長

2. 三重県市町村等地震対策協議会

構成

69市町村防災主幹課長等、16消防本部災害担当課長等、7県民局防災担当マネージャー等、地域振興部防災特命担当監

3. 三重県地震対策会議

構成

知事、副知事、出納長及び各部局長並びに各県民局長